［特許庁委託事業］

中国専利無効審判請求・訴訟における注意点に関する調査報告書

2012 年 3 月

日本貿易振興機構上海事務所

知識産権部

JETRO

第二章　無効審判請求

第一節　無効審判請求の手続き

（1）無効審判請求の提起

Q8　中国で無効審判請求を提起する時、無効審判請求人の名義は、どうなっているか。匿名やダミーでもよいか。また、非法人でもよいか。

＜回答＞

無効審判請求手続きとは、特許授権公告後に当事者からの請求により開始し、通常は双方の当事者が参加する手続きである[8]。この手続きは、無効審判請求人（以下、請求人という）からの請求により開始されるものである。請求人の資格について、『審査基準（2010)』第4部第3章第3.2節には下記のように規定されている。すなわち、

「請求人が以下に挙げられる状況の1つに該当する場合、その無効審判請求を受理しないものとする。

（1）請求人が民事訴訟の主体としての資格を有しない場合。

（2）意匠権が付与された登録意匠が、出願日前に他者が取得した適法的な権利と衝突していることを理由として意匠権の無効審判請求を提起する請求人が、先行権利者或いは利害関係者であると証明できない場合。

上記利害関係者とは、関連法令の規定に基づき、先行権の侵害をめぐる紛争について裁判所に提訴するか、若しくは該当の行政管理部門に処理を請求する権利を有する者をいう。

（3）特許権者がその特許権を対象とした無効審判請求を提起し、かつ特許権を全て無効にするよう請求し、提出された証拠が公開刊行物でないか、又は請求人が共有に係る特許権の特許権者全員でない場合[9]。

（4）複数の請求人が共同で1件の無効審判請求を提起する場合。ただ

[8] 審査基準第4部第3章第1節。

[9] 二人以上で特許を共有する場合、一部分の特許権者が当該特許に対し無効審判を請求すれば、その無効審判請求は受理されない。

し、特許権者全員がその共有に係る特許権を対象として提起する場合を除く。」という規定である。

請求人が主体としての資格、特に請求人が非法人機関・組織であってもよいか否かについて、特許法及び実施細則には明確な規定はない。しかし、行政手続としての無効審判手続きについて、行政訴訟法及び民事訴訟法における訴訟主体の資格に関する規定は参照できる。具体的には、『「中華人民共和国行政訴訟法」の実行における若干の問題に関する最高裁判所の解釈』第 14 条には、「法人資格を有しない他の組織が裁判所に提訴する場合、該組織の主な責任者を訴訟代表とし、主な責任者がいなければ、推選された責任者を訴訟代表とする。」と規定されており、『民事訴訟法』第 49 条には、「公民、法人及び他の組織は民事訴訟の当事者としてもよい。」と規定されている。

このように、審査基準に規定の上記受理条件さえ満足できれば、いかなる個人（中国域内における民事訴訟の主体としての資格を有する必要がある)、機関・組織（法人機関・組織及び非法人機関・組織を含む）は無効審判請求を提起することができる。上記「いかなる個人」はもちろん、特許権自体と利害関係のない公衆も含む。ただし、いかなる個人および機関・組織は匿名で無効審判請求を提起することができない。

Q9 複数の請求人が共同で一件の無効審判請求を提起できるか。

＜回答＞

『審査基準（2010)』第 4 部第 3 章第 3.2 節の上記規定によれば、特許権者全員がその共有に係る特許権を対象として無効審判請求を提起する場合を除き、複数の請求人が共同で一件の無効審判請求を提起することができない。

Q10 無効審判請求を提起する時、電子文書の形で提起するか、それとも書面文書の形で提起するか。

＜回答＞

無効審判請求を提起する時、書面文書の形で提起しなければならない。中国では、現在（本報告書の作成日まで)、電子文書の形で無効審判請求を提起することはまだできない。

Q11 無効審判請求の官庁手数料は、いくら、いつ納付するか。

＜回答＞

発明特許：CNY3000／件

登録実用新案・意匠：CNY1500／件

この手数料は、無効審判請求を提起した日から１ヶ月内に納付すべきである。

Q12 複数件の無効審判請求の併合審理をどのように請求するか。

＜回答＞

複数件の無効審判請求の併合審理について、『審査基準（2010)』第４部第３章第4.5節には、下記のような規定がある。すなわち、

「審査の効率を高め、当事者の負担を軽減させるため、特許審判委員会は案件を併合させて審理することができる。併合審理となる状況は通常、以下に挙げられるものが含まれる。

（1）１つの特許権を対象とした複数の無効審判案件は、できるだけ併合させて口頭審理を行う。

（2）異なる特許権を対象とした無効審判案件は、当事者の一部又は全部が同一であり、かつ案件の事実が相互に関連している場合には、特許審判委員会は当事者からの書面請求に基づくか、又は自ら口頭審理の併合を

決定することができる。」と規定されている。

上記規定によれば、上記 2 つの状況に該当する無効審判案件について、案件の当事者が併合審理を希望する場合、書面の形で請求し、その請求書に併合審理を希望する無効審判案件の番号、当事者の名称、請求の理由等の事項を明示する必要はある。また、当事者が併合審理を請求しなくても、特許審判委員会が必要に応じて自ら口頭審理の併合を決定する場合もある。

Q13 合併審理後、費用はどうなるか？

＜回答＞

合併審理後、案件毎に、無効審判請求の官庁手数料を納付する必要がある。

Q14 拒絶理由はすべて無効理由となるか。

＜回答＞

拒絶理由（すなわち、引用された法律条文）はすべて無効理由となるわけではない。

（1）発明特許出願の拒絶の根拠となる法律条文

（実施細則）第 53 条：特許法第 33 条の規定に基づいて、発明の特許出願の実体審査の結果、「拒絶すべき状況」とは、以下のものをいう。

（一）出願が特許法第 5 条、第 25 条に規定する状況に該当する場合、又は特許法第 9 条の規定により特許権を取得することができない場合。

（二）出願が特許法第 2 条第 2 項、第 20 条第 1 項、第 22 条、第 26 条第 3 項、第 4 項、第 5 項、第 31 条第 1 項、又は本細則第 20 条第 2 項の規定に合致していない場合。

（三）出願の補正が特許法第 33 条の規定に合致せず、又は分割出願が

本細則第 43 条第 1 項の規定に合致していない場合。

（2）実用新案・意匠出願の拒絶の根拠となる法律条文

（実施細則）第 44 条：特許法第 34 条及び第 40 条にいう「方式審査」とは、特許出願が特許法第 26 条又は第 27 条に規定する書類及びその他の必要な書類を備えているか否かを審査することを指し、また、以下の各項目を審査する。

（一）・・・・・・（略）

（二）実用新案の特許出願が特許法第 5 条及び第 25 条に規定する状況に明らかに該当するか否か、又は特許法第 18 条、第 19 条第 1 項、第 20 条第 1 項又は本細則第 16 条ないし第 19 条、第 21 条ないし第 23 条の規定に合致していないか否か、特許法第 2 条第 3 項、第 22 条第 2 項、第 4 項、第 26 条第 3 項、第 4 項、第 31 条第 1 項、第 33 条、又は本細則第 20 条、第 43 条第 1 項の規定に明らかに合致していないか否か、特許法第 9 条の規定により特許権を取得できないものか否か。

（三）意匠登録出願が特許法第 5 条、第 25 条第 1 項第 6 号に規定する状況に明らかに該当するか否か、特許法第 18 条、第 19 条第 1 項、又は本細則第 16 条、第 27 条、第 28 条の規定に合致していないか否か、特許法第 2 条第 4 項、第 23 条第 1 項、第 27 条第 2 項、第 31 条第 2 項、第 33 条、又は本細則第 43 条第 1 項の規定に明らかに合致していないか否か、特許法第 9 条の規定により特許権を取得できないものか否か。

（3）特許、登録実用新案・意匠の無効の根拠となる法律条文

（実施細則）第 65 条：特許法第 45 条の規定に基づいて、特許権の無効又は一部無効を請求する場合、特許審判委員会に特許権無効審判請求書及び必要な証拠を一式 2 部提出しなければならない。無効審判請求書は提出する全ての証拠を結合して、無効審判請求の理由を具体的に説明し、かつその理由の根拠となる証拠を明示しなければならない。

前項にいう「無効審判請求の理由」とは、特許権を付与された発明創造

が特許法第 2 条、第 20 条第 1 項、第 22 条、第 23 条、第 26 条第 3 項、第 4 項、第 27 条第 2 項、第 33 条又は本細則第 20 条第 2 項、第 43 条第 1 項の規定に合致していないか、又は特許法第 5 条、第 25 条に規定する状況に該当し、若しくは特許法第 9 条の規定により特許権を取得することができないことをいう。

なお、下表により特許出願の拒絶の根拠となる法律条文と特許の無効の根拠となる法律条文との対比分析を行う。

拒絶の根拠となる法律条文	無効の根拠となる法律条文	比較
A5：法律違反 A25：不特許事由 A9：同一の発明創造	A5：法律違反 A25：不特許事由 A9：同一の発明創造	同じ
A2.2：発明の定義 A20.1：秘密保持審査 A22：新規性・進歩性・実用性 A26.3 26.4 26.5（実施可能要件、サポート要件、遺伝資源） A31.1（単一性） R20.2（必須要件欠如）	A2.2：発明の定義 A20.1：秘密保持審査 A22：新規性・進歩性・実用性 A26.3 26.4 26.5（実施可能要件、サポート要件） R20.2（必須要件欠如）	無効の根拠となる法律条文には、A26.5 と A31.1 が含まない
A33／R43.1（新規事項の追加）	A33／R43.1（新規事項の追加）	同じ

表 2：特許出願の拒絶の根拠となる法律条文と特許の無効の根拠となる法律条文との対比

このように、発明特許について、遺伝資源に係る発明特許の出願書類の作成に関する特許法第 26 条第 5 項の規定[10]及び、単一性に関する特許法第 31 条第 1 項の規定[11]は、特許出願の拒絶の根拠となる法律条文であるが、特許の無効の根拠となる法律条文ではない。

一方、意匠の場合、特許法第 23 条[12]、第 27 条第 2 項[13]のみは登録意匠の

10 A26.5：発明創造が遺伝資源に依存して完成したものである場合、出願人は出願書類に当該遺伝資源の直接的由来と原始的由来を明示しなければならない。出願人が遺伝資源の原始的由来を明示できない場合、その理由を説明しなければならない。

11 A31.1：一件の発明又は実用新案の特許出願は、一つの発明又は実用新案に限らなければならない。一つの総体的な発明構想に属する 2 つ以上の発明又は実用新案は、一件の出願とすることができる。

12 A23：特許権を付与する意匠は、公知意匠に該当しないものであり、かつ、いかなる機関又は組織又は個人により出願日以前に国務院特許行政部門に出願されて出願日後に公告された特許書類には、同一の意匠が記載されていないものでなければならない。
特許権を付与する意匠は公知意匠又は公知意匠の特徴の組合せに比べて、明らかな相違がなければならない。
特許権を付与する意匠は、出願日以前に他人が先に取得している合法的権利と抵触してはならない。

無効理由の法的根拠となる。

Q15 元の証拠を変更せずに無効審判請求を再度提起することは可能か（一事不再理）。

＜回答＞

「一事不再理」の原則について、『審査基準(2010)』第 4 部第 3 章第 2.1 節には、下記のような規定がある。すなわち、

「審査決定が行われた無効審判案件で係わっている特許権について、同一の理由と証拠を以って無効審判請求を再度提起する場合、受理も審理もしないものとする。

再度提起された無効審判請求の理由（無効審判の理由と略称）又は証拠が、時限[14]などにより先行した無効審判請求審査決定で考慮されなかった場合には、当該請求は前述した受理も審理もしない状況に該当しない。」と規定されている。

この規定によれば、当事者が同一の特許権に対して無効審判請求を再度提起する場合、「一事不再理」の原則に違反しないように、一般的には異なる理由又は証拠を以って提起する必要がある。同一の証拠により無効審判請求を提起したい場合、その請求の理由をさらに追加する必要がある。

下記 2 つの場合には、無効理由の追加が認められる。すなわち、(1) 新たな理由、例えば、サポート要件違反、不明確、実施可能要件違反などの新たな理由を追加するか、又は同じ証拠により新たな理由を追加する（例えば、進歩性を否定し得、かつその前提出されていない理由を追加する）場合。(2) 証拠の新たな組み合わせ形態を採用し、例えば、元の無効理由は証拠 1、証拠 2 それぞれで請求項 1 の進歩性を評価したが、追加無効理由では証拠 1 と証拠 2 の組み合わせにより請求項 1 の進歩性を評価する場

本法にいう公知意匠とは、出願日以前に国内外で公衆に知られている意匠をいう。

[13] A27.2：出願人が提出した関係図面又は写真は、特許の保護を求める製品の意匠を明瞭に示さなければならない。

[14] 立証期間と指している。

合。

また、例外として、審査基準には、当事者が提出した証拠が、時限（つまり、証拠の提出が挙証期限を過ぎている）などにより先行した無効審判請求審査決定で考慮されなかった場合には、上記証拠により再度請求することは「一事不再理」の原則に違反しないと見なされると規定されている。

Q16 無効審判請求書の作成上の注意点は？

＜回答＞

（1）無効審判請求は、授権公告された特許権に対して提起すべきである。上記「特許権」は、消滅したか又は放棄された（出願日から放棄された特許権は除く）特許権を含む。無効審判請求書にて、登録番号、登録公告日、発明の名称、特許権者の情報を明確に記載する必要がある。

（2）無効審判請求書において、無効審判請求の理由、範囲及びその根拠となる証拠を明確に記載すべきである。上記「理由」とは、引用された法律条文を言い、上記「範囲」とは、請求項の数を言う。上記「理由」は、特許法実施細則第 65 条第 2 項に規定の理由に限られるものとする。

（3）請求人は、無効審判請求の理由を詳しく説明すべきであり、証拠を提出する場合、すべての証拠を結合して具体的に説明すべきである。発明特許又は登録実用新案について、発明・考案の比較を行う必要がある場合、対象特許と証拠に係る発明・考案をそれぞれ詳しく説明して比較すべきである。登録意匠について、比較する必要がある場合、対象意匠と証拠の関連図面又は写真に示す製品の意匠をそれぞれ詳しく説明して対比分析を行うべきである。例えば、請求人は進歩性なし（特許法第 22 条第 3 項）との無効理由を裏付けるために複数件の証拠を提出する場合、対象特許と最も近い証拠、及び単独比較するかそれとも組み合わせ比較するかという比較方法を明示すべきであり、また、対象特許と証拠に係る発明・考案を詳しく説明して比較すべきである。組み合わせ比較する場合、2 つ以上の組み合わせ形態があれば、具体的な組み合わせ形態を明示すべきであ

る。独立項によって、最も近い証拠をそれぞれ明示してもよい。

(4)無効審判請求書及び添付書類は一式2部提出しなければならない。請求書の添付書類一覧表において、提出する添付書類の名称、番号及びその頁数を順次記載する必要がある。

Q17 一件の意匠に対して意匠権の部分的無効を請求できるか。

＜回答＞

いくつかの独立した使用価値を持つ製品を含む登録意匠について、そのうちの一部の製品の意匠を対象として部分的無効を請求することができる。

同一の製品に関する2つ以上の類似意匠、若しくは同一の分類に属しかつ一組として販売又は使用される製品に用いられる2つ以上の意匠は、一件の出願とすることができる。

●同一の製品

特許法第31条第2項の規定によれば、一件の出願における各意匠は、同一の製品（例えば、ディナープレート）に関するものでなければならない。各意匠がそれぞれ、ディナープレート、小皿、コップ、茶碗に関するものである場合、これら製品が国際意匠分類表に規定の同一の大分類に属すが、同一の製品ではないため、一件の出願とすることができない。

●類似意匠

一般的には、全体的に観察し、他の意匠と基本意匠とは、同一又は類似した設計特徴を備えており、かつ両者の相違が、部分的な細かい違い、当該種別の製品の慣用設計、デザイン単位の繰り返し配列又は単なる色彩要素の変化等にある場合、通常両者が類似意匠であると見なされる。

一件の意匠登録出願において、類似意匠の数は最大10件である。

●セット製品の意匠

特許法実施細則第 35 条第 2 項には、同一の分類に属しかつ一組として販売又は使用され製品に用いられ、また、同一の設計思想に属す 2 つ以上の意匠は、一件の出願とすることができる。

セット製品とは、2 件以上（2 件を含む）の同一大分類に属す、各自で独立している製品によって構成されており、各製品の設計思想が同一であり、一製品に独立した使用価値を持っており、そして各製品を組み合わせると、その組合せ後の使用価値が現れるような製品を指す。例えば、コーヒーカップ、コーヒーポット、ミルクポットとシュガーポットによって構成されるコーヒー器具等。

特許法実施細則第 35 条第 2 項にいう「同一の分類」とは、国際意匠分類表に規定の同一の大分類をいう。

上記規定によれば、同一の製品に関する 2 つ以上の類似意匠について、そのうちの 1 つに対して部分的無効を請求することができ、セット製品における独立した使用価値を持つ製品の意匠に対しても部分的無効を請求することができる。

Q18 どの時期で無効審判請求を提起したほうがよいか。警告を受けてから、直ちに無効審判請求を提起する必要があるか。提訴前、提訴後で違いはあるか？

＜回答＞

他人の特許の場合、侵害訴訟が提起される前にできるだけ早めに無効審判請求を行うことは、主動的な立場に立ってビジネス展開の妨げを解消することに資する。特に侵害訴訟への対応として、無効審判請求の提起時期は、早ければ早いほどよい。

中国では、侵害訴訟を審理する裁判所は、特許権の有効性を判断する職権がない。それゆえ、侵害訴訟において、無効とされるべき特許権でも、無効審判で特許審判委員会により無効とされなければ、その特許権は、ほかの安定性の高い特許権に比べて、効力に相違がない。一方、無効審判で

特許審判委員会により無効とされたら、侵害訴訟において、権利者は権利主張の根拠がなくなる。

しかし、無効審判はかなり時間がかかる。特に侵害訴訟に係る特許権について、大部分の無効審判は一審、二審の行政訴訟を経過しなければならない。このように、無効審判の終わるまで通常2年ぐらいの時間がかかり、時にはなかなか終わらない場合もある。

したがって、侵害訴訟が提起されてから無効審判を請求する場合、侵害訴訟の判決が無効審判審決より早く出されることがあり、ひいては訴訟の判決が実行されているのに、無効審判請求の審決がまだ確定されていないことがある。このように、結果的に特許権が無効とされても、実行された判決に対して遡及効力を有しない。

また、できるだけ早めに無効審判請求を提起すれば、権利者が税関にイ号製品の差し押さえを請求すること、権利侵害行為の訴前停止を請求すること、裁判所に証拠保全を請求することなどを有効に防止することができる。

しかし、他人の特許権に対してすべて無効審判請求を行うと、人力や物資を大量に消耗し、かつ多くの人と直接トラブルを起こすため、ビジネスの発展に不利である。実際に、多くの会社にとって、自社の製品・技術に係る特許を見つけた時、又は権利者から警告状を受け取った時、直ちに無効審判請求を提起することは無理であり、況してそこまでする必要もない。

実用新案権及び意匠権について、実体審査されないため、その安定性が全体的に低い。「特許紛争事件の審理における法律適用の問題に関する最高裁判所の若干の規定」（2001年）第9条の規定によれば、侵害被疑者が答弁期間内に無効審判請求を行って、侵害訴訟の中止を裁判所に請求すれば、通常、裁判所は審理を中止する。したがって、実用新案権及び意匠権について、特にそれら権利を無効とする無効理由及び証拠が十分である場合、提訴された後に対応することが考えられる。

発明特許についても、十分な無効理由及び証拠を有し、かつその発明特許を無効とする自信がある場合、提訴された後に対応することが考えられ

る。これは、無効理由が非常に十分である場合、裁判所は訴訟を中止する可能性も高いからである。無論、裁判所が訴訟を中止しない場合もある。したがって、この時は利害を図らなければならない。無効審判請求が侵害訴訟に比べてコストがそれほど高くないなら、できるだけ早めに無効審判請求を提起したほうがよい。

なお、公知技術を調査して、自社の製品・技術が公知技術に該当するかどうかを判断し、侵害訴訟において公知技術の抗弁を適用できるか否かを判断することも考えられる。訴訟において公知技術の抗弁が成立できるという自信があれば、無効審判請求を提起せず、提訴された後に対応することが考えられる。このように、人力・物資の無駄遣いを回避できるほか、何らかのリスクに関わるわけでもない。

特許権を無効にする自信がなくかつ侵害訴訟において公知技術の抗弁が成立できると保証できない場合、できるだけ早めに無効審判請求を提起したほうがよい。これにより、特許権の安定性を確かめた上、特許権を無効にできないことで他人の特許権への侵害になることを回避する。

明らかに特許権を無効にすることができない場合、権利者と協議してライセンス料を支払うか、又は特許権への侵害にならないように自社の製品を取り扱う必要がある。

以上をまとめると、無効審判請求を提起するか否か、そして無効審判請求のタイミングについて、ケースバイケースで考慮しなければならない。侵害訴訟及び無効審判請求のコスト、会社にもたらし得る経済的損失、会社の名誉や業務、他の会社との提携関係などビジネス運営上の影響を全体的に考慮した上に、戦略を決定しなければならない。

（2）無効審判請求の委任

Q19 国現地代理人に対する委任状に、無効審判請求人はどのように捺印(サイン)するか。社印または代表者のサインのいずれかさえあればよいのか、それとも両方とも必要なのか。(回答には、委任状のサンプルを添付して、説明する予定)

＜回答＞

無効審判請求人は、署名欄に、社印または代表者のサインのいずれかさえあれば宜しい（詳細は添付の委任状の記入サンプルを参照)。

Q20 無効審判請求において、中国現地事務所に対する委任状は、公証認証が必要か。

＜回答＞

無効審判請求において、無効審判請求人が外国企業であれば、中国現地事務所に対する委任状は、公証認証が必要ではない。捺印またはサイン済みの原本を提出すればよろしい。

Q21 どの場合に特別授権委任状が必要なのか。

＜回答＞

『審査基準』第 4 部第 3 章 3.6 の（7）の規定によれば、下記の各号に該当する場合、代理人には特別委任状が必要となる。

（i）特許権者の代理人が代行して請求人による無効審判請求を認める。

（ii）特許権者の代理人が代行して請求の範囲を訂正する。

（iii）代理人が代行して和解する。

（iv）請求人の代理人が代行して無効審判請求を取り下げる。

Q22 同じ当事者(無効審判請求人、権利者)は、複数の事務所に委任できるか。

＜回答＞

同じ当事者が複数の特許代理機構と同時に委任関係を持っている場合がある。例えば、出願の段階は事務所Aに委任し、無効審判の段階は事務所Bに委任することが挙げられる。

『審査基準』第4部分第3章3.6の（5）には、「同じ当事者が複数の特許代理機構と同時に委任関係を持っている場合、当事者は書面にてその中の1つの特許代理機構を受取人として指定しなければならない。指定していない場合、特許審判委員会は無効審判において最初に委任された特許代理機構を受取人として見なす。最初に委任された特許代理機構が複数ある場合、特許審判委員会は先頭に署名した特許代理機構を受取人として見なす。署名の順番がない（同日に個々に委任した）場合、特許審判委員会は指定の期限までに特許代理機構を指定するよう当事者に通知しなければならない。指定の期限までに当事者が指定してない場合、委任していないものと見なす。」と規定されている。

Q23 委任状の提出期限は？

＜回答＞

『審査基準』第4部分第3章3.6には、「（2）請求人又は特許権者が特許代理機構に委任しているが、特許審判委員会に委任状を提出していないか、若しくは委任状には委任した権限を明記していないか、或いは特許権者が委任状に、委任した権限が無効審判の関係事務に限定する旨のことを明記していない場合、特許審判委員会は指定の期限までにこれを補正するよう請求人又は特許権者に通知しなければならない。請求人又は特許権者が期限満了になっても補正していない場合、委任していないものと見なす。

……

（4）特許法第19条第1項に規定の「特許代理機構に委任しなければならない」請求人が、規定に従って委任していない場合、その無効審判請求を受理しないものとする」と規定されている。

一般的には、無効審判請求の委任状は、無効審判請求時に提出してもよ

く、請求日から１ヶ月以内に提出してもよい。委任手続に不備があるため特許審判委員会より補正通知書を受領した場合、当事者は指定する期限内に補正を行わなければならない。

また、無効審判請求が受理された後、無効審判請求の審決が出される前に、当事者はいつでも委任関係を変更しかつ委任状を追加して提出することができる。

Q24 委任状への捺印（サイン）は、会社代表者であることが必要か？それとも知財部長がするべきか？具体例を示してほしい。

＜回答＞

中国特許審査基準第１部第１章 6.1.2 の規定によれば、請求人が会社である場合、会社の社印で捺印しなければならない。実務上、一部の外国企業(特に欧米企業)は社印がありませんので、会社代表者のサインでも認められる。無効審判請求の際に、特許審判委員会が、実際の会社代表者を調べないため、知財部長でもよろしい。ただし、知財部長の場合、職名が入らず、ただサインすればいい。例えば、ある日本会社の知財部長は田中太郎といい、委任状へのサインは、以下の図面のとおりでよろしい。

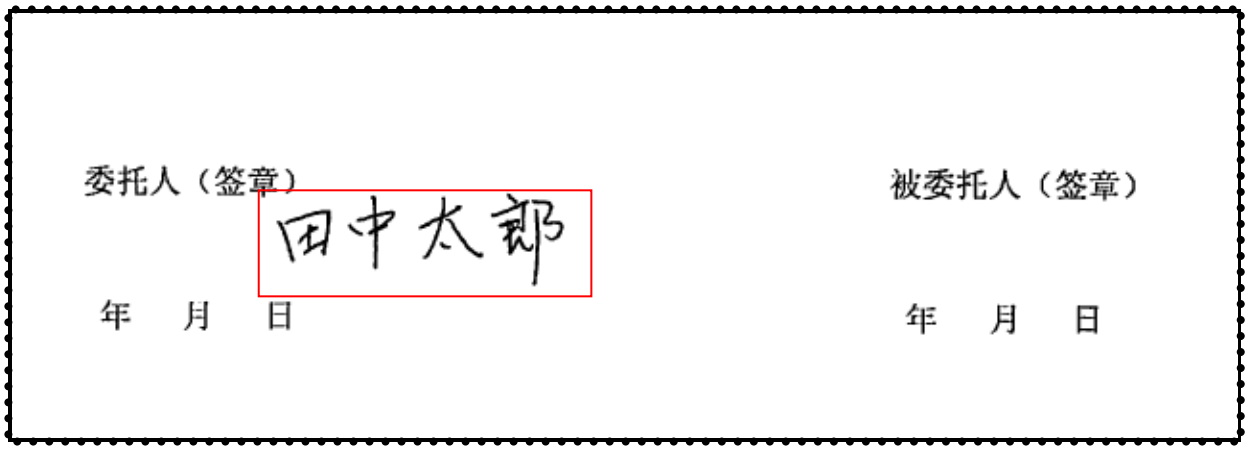

図４：依頼人署名の例

（3）無審判請求の受理

Q25 無効審判請求を提起した後、中国特許審判委員会は、いつ無効審判請求を受理するか。

＜回答＞

無効審判請求の提出書類が方式審査に合格すれば、プラクティスにおいて、通常、無効審判請求を提起した後、特許審判委員会は 3～4 週間に受理通知書を発行し、無効審判請求を正式に受理する。

方式審査に合格しない場合、特許審判委員会は書類や手続不備を指摘し、補正通知書を発行する。書類や手続の不備を全部解消した後、受理通知書が発行される。

請求人が補正通知書の指定期限内に補正を行わっていないか、または 2 回補正も行った後依然として指摘された不備を解消できない場合、無効審判請求は未提出と見なされます。

Q26　権利者に訴えられた場合、訴訟中止を請求するために、無効審判請求を早く受理させる方法はあるか。

＜回答＞

「特許審判委員会の無効審判案件の早期審理方法」の規定によれば、無効審判請求人が無効審判請求時に、侵害訴訟が特許事務管理部門又は裁判所に受理されたことを証明する資料を添付する場合、特許審判委員会はタイムリーに受理すべきである。

プラクティスにおいて、当事者が裁判所より訴訟受理通知書を受領した日から 1 ヶ月以内に、特許審判委員会に無効審判請求書を提出しかつその訴訟受理通知書も添付すれば、早いうちに受理できることになる。

Q27 受理通知書は裁判所が審理を中止する証拠となるか。

＜回答＞

「特許紛争事件の審理における法律適用の問題に関する最高裁判所の

若干の規定」（2001 年）第 9 条の規定によれば、裁判所が受理した実用新案、意匠特許権の侵害紛争事件において、被告が答弁期間内に当該特許権について無効審判を請求した場合、裁判所は訴訟を中止しなければならない。ただし、次に掲げる事情の一に該当する場合は、訴訟を中止しなくてもよい。(1) 原告が提出した検索報告に、実用新案特許の新規性、進歩性を喪失させる技術文献がない場合。(2) 被告が提出した証拠は、その採用した技術が周知されていると証明するに足る場合。(3) 被告が当該特許権の無効審判を請求する際に提出した証拠またはその依拠となる理由が明らかに不十分である場合。(4) 裁判所が訴訟を中止すべきではないと考えているその他の場合。

上述の規定から分かるように、実用新案権又は意匠権について、無効審判請求の受理通知書は裁判所が審理を中止する証拠とすることができる。また、裁判所も、無効理由及び証拠が十分であるか否かを確認するため、無効審判請求書及び関係証拠も、裁判所に審理の中止を請求する証拠とすることができる。

「特許紛争事件の審理における法律適用の問題に関する最高裁判所の若干の規定」（2001 年）第 11 条の規定によれば、裁判所が受理した発明特許権侵害紛争事件において、被告が答弁期間内にその特許権について無効審判を請求した場合、裁判所は訴訟を中止しなくてもよい。したがって、発明特許について、無効審判請求受理通知書のみを裁判所に審理の中止を請求する証拠とする場合、その役割はあまり大きくないように思われる。一方、無効理由及び証拠が非常に十分である場合、裁判所が審理を中止する可能性は高くなる。したがって、この場合、裁判所に審理を中止してもらえるように、無効審判請求書とともに関係証拠も提出するのは極めて必要なことである。

Q28 無効審判請求が不受理になる場合は（細則第 66 条）どのような場合なのか。

＜回答＞

無効審判請求が不受理になる場合は以下のとおりである。

（1）特許審判委員会に無効審判請求に対して審決が出された後に、また同様な理由及び証拠で無効審判請求を提起する場合、特許審判委員会に受理されない。

（2）特許法第 23 条第 3 項の規定に合致しないことを理由に意匠権を無効にするよう請求したが、権利の衝突を証明する証拠を提出していない場合、特許審判委員会に受理されない。

（3）中国に恒常的な居所又は営業所を有しない外国人、外国企業又は外国のその他の組織が、中国で特許出願その他の特許事務を行う場合、適法に設立された特許代理機構に委任しなければ、特許審判委員会に受理されない。

（4）無効審判請求の対象が公告登録された特許でなければ、受理されない。

（5）特許審判委員会に特許権の全部又は一部が無効とされる審決が出された後に、当事者がその審決を受領した日から 3 ヶ月以内に裁判所に提訴しないか、又は裁判所がその審決を維持する旨の判決を確定した場合、審決で無効とされた特許権に対して再度提出した無効審判請求は受理されない。

（6）請求人の主体資格が『審査基準』第 4 部第 3 章 3.2 の規定（上文を参照）に合致しない場合、その無効審判請求は受理されない。

（7）無効理由は特許法実施細則第 65 条第 2 項に規定する理由に該当しない場合、受理されない。

（8）請求人が無効理由を具体的に説明していないか、又は証拠を提出するが、すべての証拠に基づいて無効理由を具体的に説明していないか、又は各無効理由の根拠を明示していない場合、その無効審判請求は受理されない。

Q29 方式審査に合格しない場合、無効審判請求は却下されるか。

＜回答＞

無効審判請求の方式審査は主に、請求書類の形式、無効審判請求の対象、無効審判請求人の適格性、委任手続、無効審判請求の範囲及び理由、審決が出された特許権について再度無効審判請求、手数料の支払い状況などについて審査する。

方式審査を経て、無効審判請求が特許法及び実施細則と審査基準の関係規定に合致せず、補正する必要がある場合、特許審判委員会は、通知書を受領した日から 15 日以内に補正する旨の補正通知書を請求人に発行し、要求すべきである。期限満了になっても補正していないか、又は指定期限内に補正したが、2 回補正も行った後依然として不備がある場合、無効審判請求が提出されないものと見なす。

提出されないものと見なす場合は、具体的に次のとおり挙げられる。

（1）無効審判請求書には、無効審判請求の範囲が明確にされなければならない。明確にされていない場合、特許審判委員会は、請求人に指定する期限内に補正するよう通知する。期限満了になっても請求人が補正していない場合、その無効審判請求が提出されないものと見なす。

（2）無効審判請求書及びその添付書類は 1 式 2 部で、かつ規定の書式に合致しなければならない。書式に合致しない場合、特許審判委員会は、請求人に指定期限内に補正するよう通知する。期限満了になっても補正していないか、又は指定期限内に補正したが、2 回補正も行った後依然として不備がある場合、無効審判請求が提出されないものと見なす。

（3）請求人が無効審判請求日から 1 ヶ月内に無効審判請求の手数料を払っていないか、或いは一部しか払っていない場合、無効審判請求が提出されないものと見なす。

Q30 提起した無効審判請求を自発的に取り下げることは可能か。取り下げる場合の法的結果は？

＜回答＞

特許法実施細則第72条には、「特許審判委員会が無効審判請求に対して審決を出す前に、無効審判請求人はその請求を取り下げることができる。

特許審判委員会が審決を出す前に、無効審判請求人がその請求を取り下げ、或いはその無効審判請求が取り下げられたと見なされる場合、無効審判請求の審査手続が終了する。ただし、特許審判委員会はすでに行った審査で特許権の無効又は一部無効とするような決定を出すことができると判断する場合、審査手続を終了しない。」と規定されている。

このように、請求人は無効審判審決が出される前に自発的にその請求を取り下げることはできるが、請求人の自発的な取り下げにより必ずしも無効審判手続を終了するわけではない。合議体は当事者（主に請求人）が主張した事実、理由及び提出した証拠で、特許権を無効にする審決を出すことに足ると判断する場合、引き続き審査して決定を出すことができる[15]。

Q31 無効審判請求がみなし取り下げになった場合、後の法的手続は？

＜回答＞

よく見られる無効審判請求がみなし取り下げになる場合として、請求人が口頭審理呼出状への応答書を提出せず、口頭審理にも出頭しない場合が挙げられる。この時、もし当事者が上記行政行為に不服がある場合、裁判所に行政訴訟を提起するか、或いは特許庁の法律事務部に複議を請求することができる。しかし、『国家知的財産権局の行政複議の規則』16の規定によれば、当事者は特許審判委員会に行われた具体的な行政的行為に不服がある場合、特許庁の法律事務部に複議を請求することができない。したがって、当事者は特許審判委員会に出された無効審判請求がみなし取下げになる旨の通知書に不服がある場合、裁判所に行政訴訟を提起することしかできない。

---

[15] この部分は改正法に新たに追加された内容である。

[16] 「国家知的財産権局の行政再審議の規則（第24号）」第6条：下記の場合のいずれかに該当する場合、行政複議を請求することができない。(3) 特許権者と無効審判請求人が特許審判委員会に出された無効審判請求に対する決定に不服がある場合。

Q32 無効審判請求で早期審理を請求できるか。

＜回答＞

特許審判委員会に受理されかつ審決が出されていない無効審判請求について、下記の機関は特許審判委員会に早期審理を請求できる。

（1）省、自治区、直轄市の人民政府及び特許管理業務量が多くかつ実際に処理能力を有し、区を設けた市級人民政府が設立した特許業務管理部門、

（2）特許権侵害案件を審理する権利を持つ各級裁判所、

（3）特許審判委員会によって早期審理の請求を受けるべきであると判断される他の機関。

早期審理を請求する場合、書面にて「無効審判請求案件の早期審理請求書」を提出し、早期審理を請求する案件の特許番号及び早期審理請求の理由を明記し、かつ請求を行う機関が特許権侵害紛争案件を受理したことを証明する証明資料を添付しなければならない。

特許審判委員は、他の案件の審査より、早期審理の要件を満たした無効審判請求案件の審査を優先する。

Q33 特許審判委員会は、いつ無効審判請求があった旨を権利者に通知するか。

＜回答＞

無効審判請求が、方式審査を経て特許法と特許法実施細則及び審査基準の関連規定に合致している場合（上記方式審査の要件を満たした後)、特許審判委員会は請求人と権利者に無効審判請求受理通知書を発行し、無効審判請求書及び関連書類の謄本を権利者に転送する。

（4）期限

Q34 請求人の立証期間は？

＜回答＞

（1）請求人は無効審判請求日から 1 ヶ月以内に証拠を補足し、かつこの期間内に、証拠に基づいて関連する無効理由を詳しく説明することができる。証拠に基づいて理由を詳しく説明しない場合、この証拠は考慮されない。

（2）請求人が無効審判請求日から起算して1ヶ月以降に証拠を補足する場合、特許審判委員会は一般的にそれを考慮しない。ただし、権利者による請求項の合併又は反証について、請求人が特許審判委員会の指定期限内に証拠を補足し、かつこの期限内に当該証拠に基づいて関連の無効理由を詳しく説明する場合は除く。

（3）技術用語辞典や技術マニュアル、教科書などの該当する技術分野における技術常識を証明する証拠、又は証拠の法的形式を完備させるための公証書類や原本などの証拠について、その立証期限は、口頭審理での弁論の終了前であるが、口頭審理現場で上記証拠を提出し、無効理由を追加することは、合議体に認められない。

（4）外国語証拠の中国語訳文の提出期限は、上記立証期限の要求と同じである。

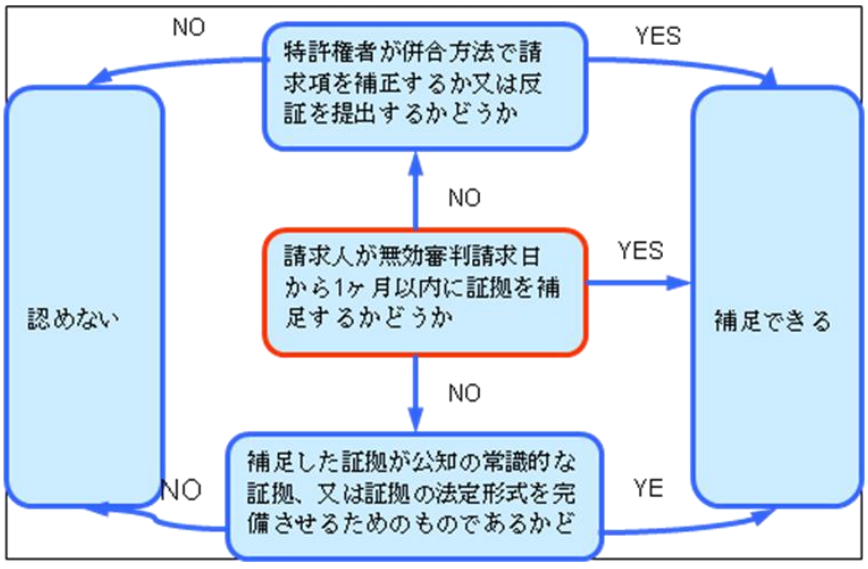

図 5：請求人の立証期限に関する略図

Q35 無効審判において、提出書類の形式に対する補正が可能な期間はどれぐらいあるか。

＜回答＞

請求人は、無効審判請求後の1ヶ月以内に、提出書類の形式に対して補正できる。

提出書類の形式の不備が特許審判委員会に指摘され、補正通知書が発行される場合、指定期限内(通常、15日間または7日間)に補正を行えばよい。

Q36 無効審判において、特許審判委員会が指定した期間は延長できるか。

＜回答＞

一般的に、当事者は特許行政審査手続において、期限内にある行為又は手続を実行或いは完成することができない正当な理由がある場合、期限延長を請求することができる。

ただし、『審査基準』第 5 部第 7 章第 4.1 節には、「無効審判において、特許審判委員会が指定した期限は延長してはならない」と規定されている。

したがって、当事者は特許審判委員会が指定した期限内に、応答又は意見陳述を行わなければならない。

Q37 「事情が複雑である」という主張は権利の回復[17]を請求することができるか。

＜回答＞

特許法実施細則第 6 条には、「当事者は不可抗力の事由で、特許法又は本細則に規定した期間又は国務院特許行政部門が指定した期間に間に合わず、その権利を喪失した場合は、障害がなくなった日から 2 ヶ月以内に、遅くとも期間満了日から 2 年以内に、国務院特許行政部門に権利の回復を請求することができる。

[17] 権利の回復とは、特許審判委員会が発行した通知書（例えば、補正通知書など）に対し、当事者が指定の応答期間内に応答していない結果、当該無効審判請求が未提起又は取下げられたと見なされたなどの場合において、当事者が無効審判手続きなどの再開を申請することをいう。

前項に規定された場合を除き、当事者はその他の正当な理由により、特許法又は本細則に規定された期間又は国務院特許行政部門が指定した期間に間に合わず、その権利を喪失した場合は、国務院特許行政部門の通知を受領した日から2ヶ月以内に、国務院特許行政部門に権利の回復を請求することができる。……」と規定されている。

上記規定によると、当事者が「事情が複雑である」ということを理由に権利の回復を請求しても、通常、この理由は上記規定された「正当な理由」に該当しないと判断される。当事者が法定期間内又は指定期間内に応答するのが確かに難しい場合、期間満了日前に期限延長を請求することができる。

Q38 無効審判の手続きが特許権の帰属紛争で一年以上中止された場合[18]、どのように審判を再開させるか。

＜回答＞

無効審判において、特許権の帰属紛争の当事者の請求による中止、又は裁判所の財産保全の執行協力要請による中止については、中止期限は1年を超えないものとする。中止期限が満了になると、特許庁は自ら関連手続を再開する。

中止期限内にある特許出願（又は特許）について、地方の知的産権管理部門が出した処理決定、又は裁判所が出した判決が確定した後（権利者に変更がある場合には、書誌事項変更手続を行った後）に、特許庁は中止手続を終了しなければならない。

したがって、無効審判の手続きが特許権の帰属紛争で一年以上中止され、かつ合議体が特許管理部門の処理決定又は裁判所の判決を受領しておらず、当事者による中止期限を延長する請求も受け取っていない場合、特許法実施細則第86条[19]の規定により、無効審判手続を中止した部門によって

[18] 『審査基準』第5部第7章の規定によると、中止とは、地方の知的財産権管理部門又は裁判所が特許権の帰属をめぐる紛争を受理した際、もしくは裁判所が特許権に対する財産保全措置を裁定した際に、特許庁は、権利帰属をめぐる紛争当事者の請求又は裁判所の要請に応じて、関連手続きを中止させる行為をいう。

[19] A86：当事者に特許出願権又は特許権の帰属について紛争が発生し、すでに特許業務管理部門に調停を請求

自発的に無効審判を再開する。

Q39 権利者は、自社／自分の権利に対する無効審判請求があったことを知った後、答弁書や証拠をいつ提出すべきか。

＜回答＞

権利者は特許審判委員会が指定した応答期限内に証拠を提出しなければならない。無効審判において指定期間は通常1ヶ月である。権利者が証拠を提出するか又は補足する場合、上記期限内に提出又は補足した証拠について具体的に説明しなければならない。

また、技術用語辞典や技術マニュアル、教科書などの該当技術分野における技術常識を証明する証拠、又は証拠の法的形式を完備させるための公証書類や原本などの証拠については、口頭審理での弁論の終了前に補足してもよいとする。

（5）その他

Q40 無効審判において特許権者が変更された場合の注意点。

＜回答＞

特許法実施細則第 89 条[20]の規定によると、特許権の譲渡は特許庁に、書誌事項の変更及び登録手続をしなければならない。当事者が上記手続を行ってはじめて、特許権の譲渡は発効する。

無効審判請求の審理中、係争特許の権利譲渡が発生する場合、当事者が上記登録手続きを完成しない限り、特許権の譲渡は発効しない。したがっ

し又は裁判所に提訴している場合、国務院特許行政部門に関連手続の中止を請求することができる。
前項の規定に基づいて、関連手続の中止を請求する場合、国務院特許行政部門に請求書を提出し、かつ特許出願番号又は特許番号が明記された特許業務管理部門又は裁判所の受理に関する書類の謄本を添付しなければならない。
特許業務管理部門が行った調停書又は裁判所が行った判決が効力を生じた後、当事者は国務院特許行政部門に関連手続の再開の手続をしなければならない。中止を請求した日から一年以内に、関連する特許出願権又は特許権の帰属の紛争が終結しておらず、関連手続を引続き中止する必要がある場合、請求人は当該期間内に中止の延長を請求しなければならない。期間を経過しても延長の請求をしない場合は、国務院特許行政部門は自発的に関係関連手続を再開する。

[20] A89：国務院特許行政部門は、特許登録簿を設置し、以下の特許出願及び特許権関係に関する事項を登録する。（1）特許権の付与。(2)特許出願権、特許権の譲渡。

て、登録手続きを行う前に、無効審判に係る関連書類は依然として元の特許権者に転送する。手続きが完成された後でも、合議体は自発的に元の特許権者に送付した書類を新特許権者に再度転送しない。

また、元の特許権者及び譲受人にとって、必要な譲渡登録の手続きを行うほか、関連の法律書類についても、必要な引き継ぐ手続きを行わなければならない。特に、譲受人にとって、元の特許権者又は合議体に無効審判の情報を了解する必要があり、その後の無効審判に自分の権利を主張したい場合、例えば委任などの必要な手続きをさらに完備しなければならない。

Q41 優先権を確認する必要がある場合、優先権書類をどのように取り寄せるか。

＜回答＞

（1）特許権者が本件特許の優先権書類を提供できる場合、できるだけ提供すべきである。

（2）請求人が関連特許の優先権書類を取得できない場合、合議体に案件の当初の書類を取り寄せることを請求する一方、特許庁の方式審査部と連絡することが考えられる。

Q42 特許審判委員会は職権により無効理由を変更・追加できるか。

＜回答＞

特許審判委員会は審査する案件について、当事者による無効審判請求の範囲、理由及び証拠の制限を受けず、職権によって審査することができる。

『審査基準』第 4 部第 3 章 4.1 には、下記のとおり規定されている。

「下記の場合に、特許審判委員会は職権に基づいた審査を行うことができる。

（1）請求人による無効理由と証拠が明らかに対応しない場合は、特許審判委員会は関連する法令規定の意味を告知して、対応した無効理由への

変更を許可するか、若しくは職権に基づいて自ら変更することができる。例えば、請求人が提出した証拠は、同一の特許権者による特許出願日前に出願し、かつ特許出願日以降に公開された中国の発明特許書類であったが、無効理由としては特許法第 9 条第 1 項に合致しないと主張した場合、特許審判委員会は請求人に、特許法第 9 条第 1 項及び第 22 条第 2 項の意味を告知して、無効理由を当該特許が特許法第 22 条第 2 項に合致しないということへの変更を許可するか、若しくは職権に基づいて無効理由を当該特許が特許法第 22 条第 2 項に合致しないということへと変更することができる。

（2）特許権が、請求人が言及していない、明らかに特許法により保護されるものではないというような不備がある場合、特許審判委員会は、これに関する無効理由を導入して審査することができる[21]。

（3）特許権に請求人が言及していない不備があることによって、請求人による無効理由について審査できない場合は、特許審判委員会は職権に基づいて、これに関する理由を導入して特許権に存在する前述の不備について審査することができる。例えば、無効理由は独立項 1 が進歩性を有しないということになっているが、当該請求項が不明瞭であるため、その技術的範囲を確定することができず、進歩性の審査の基礎がない場合には、特許審判委員会は特許法第 26 条第 4 項に関する無効理由を導入して審査することができる。

（4）請求人が、引用関係のある請求項同士の中のある請求項について無効審判を請求しているが、同じ理由を以ってはその他の請求項の無効審判を請求しておらず、当該無効理由を導入しないと不合理的な審査結論となってしまう場合には、特許審判委員会は職権に基づいて当該無効理由を導入し、その他の請求項について審査することができる。例えば、請求人は請求項 1 が新規性を有しないこと、従属項 2 が進歩性を有しないことを理由に無効審判を請求しているが、もし特許審判委員会は請求項 1 が新規

[21] 例えば、対象特許が特許法第 2 条、第 5 条及び第 25 条に合致していない不備を有する場合。

性を有すること、従属項2が進歩性を有しないことを認定したら、職権に基づいて請求項1の進歩性について審査することができる。

（5）請求人が、引用関係のある請求項同士の中のある請求項に不備があるという理由により無効審判を請求しているが、その他の請求項にも性質の同一な不備があることを指摘していない場合、特許審判委員会は当該不備に対応した無効理由を導入して、その他の請求項について審査することができる。例えば、請求人は請求項1に構成要件が追加されたことにより特許法第33条の規定に合致しないことを理由に請求項1について無効審判を請求したが、従属項2にも同じ不備があることを指摘しなかった場合、特許審判委員会は特許法第33条の無効理由を導入して、従属項2について審査することができる。

（6）請求人は、特許法第33条又は特許法実施細則第43条第1項の規定に合致しないことを理由に特許権の無効審判を請求しており、かつ新規事項の追加に関する事実について具体的に分析・説明したものの、当初の出願書類を提出していない場合、特許審判委員会は当該特許の当初の出願書類を証拠として導入することができる。

（7）特許審判委員会は技術手段が技術常識であるかどうかを職権に基づいて認定することができ、かつ、技術用語辞典、技術マニュアル、教科書などの該当技術分野における技術常識を証明する証拠を導入することができる。[22]」

実務において、職権による無効理由の変更・追加は少ない。理由の一つは、職権によって裁判する行為は、必然的に一方の当事者に不利な影響を与えるからである。例えば、職権によって技術常識を導入することで特許が無効にされる可能性がある。

22　例えば、対象特許の請求項のある構成要件について、請求人はそれが技術常識であると主張したが、特許権者は当該主張を認めない場合、合議体は、職権によって技術常識を証明する証拠を導入して審決を下すことができる。

Q43 無効審判において、特許権者は請求の範囲、明細書を訂正できるか。訴訟に影響があるか。特許権者が請求項を訂正するタイミング及び方法は？請求項の削除とは？発明の選択肢の削除とは？請求項の併合とは？

＜回答＞

無効審判において、特許権者による出願書類の訂正は下記の制限がある。

（1）発明又は実用新案の出願書類の訂正は請求の範囲のみに限られ、意匠は訂正できない。

（2）訂正の原則：①当初の請求項の主題名称を変更してはならない。②権利化された請求項に比べて、当初の特許の権利範囲を拡大してはならない。③当初の明細書及び特許の範囲の記載事項を超えてはならない。④通常、権利化された請求の範囲に記載されていない構成要件を追加してはならない。

（3）上記の訂正原則を満たした前提に、請求の範囲の訂正は、請求項の削除、合併及び発明の選択肢の削除のみが可能である。

特許権者が無効審判において請求の範囲を訂正することは、これ前の登録書面に記載の請求項を放棄することと見なされ、最後に訂正した書類を審査対象として審査するが、これは訴訟にも適用できる。

特許権者が請求項を訂正する場合、期限について下記のような要件を満たしなければならない。（1）特許審判委員会が無効審判審決を出す前に、特許権者は請求項又は請求項に含まれた発明を削除できる。（2）下記の 3 つの場合の応答期間内にのみ、特許権者は併合の方法で請求の範囲を訂正することができる。すなわち、①無効審判請求書に対する応答期限と、②請求人による無効理由の追加又は証拠の補足に対する応答期限と、③請求人の言及していない特許審判委員会が導入した無効理由又は証拠に対する応答期限とがある。

請求項の削除とは、請求の範囲の中から 1 項又は複数の請求項、例えば独立項又は従属項を削除することを指す。

請求項の合併とは、特許掲載公報に同一の独立項に従属する 2 項又は 2 項以上のお互いに従属関係を有しない請求項を合併することを指す。

発明の選択肢の削除とは、同一の請求項に並列の関係にある 2 つ以上の発明の選択肢から 1 つ又は 1 つ以上の発明を削除することを指す。

Q44 特許権者は無効審判請求通知書を受領した後にどのように対応すべきか。

＜回答＞

まず、応答期限に注意すべきである。証拠又は答弁書を提出する必要がある場合、指定の応答期限内に提出しなければならない。

また、特許権者が無効審判案件について、代理事務所を改めて依頼する必要がある場合、特許審査段階に依頼した代理事務所を選択することもでき、新しい代理事務所を選択することもできるが、いずれも規定を満たした委任状を提出しなければならない。

さらに、特許権者が受理通知書に添付された無効審判請求書及び他の資料について検討する必要がある。具体的には、請求人がどなたであるか、請求人と権利の衝突を有するかどうか、和解の可能性、請求人が主張した無効理由が成立するかどうか、証拠が適切かどうかなどがある。請求書を全体的に分析した上、請求の範囲を補正するかどうか、応訴するかどうかを考慮する。

Q45 特許権者が反証を提出する時の注意点は？

＜回答＞

特許権者は特許審判委員会が指定した応答期間内に証拠を提出すべきである。つまり、反証の補足又は提出期間は上記の応答期間内でなければならない。通常、特許審判委員会による指定期間は 1 ヶ月であり、この期限は延長できない。言い換えれば、合議体が無効審判請求書及び他の添付

資料を特許権者に転送した後に、特許権者は1ヶ月内に答弁書及び／又は証拠を提出する必要があり、さらに提出した証拠に基づいて理由を詳しく説明しなければならない。

また、技術常識を証明する証拠、又は証拠の法的形式を完備させるための証拠について、口頭審理での弁論の終了前に補足してよいとする。

第二節　口頭審理

（1）口頭審理の請求

Q46 口頭審理をいつ、どのように請求するか。また、通常、無効審判請求を提起した後のいつ行うか。

＜回答＞

無効審判において、当事者が無効審判を請求する日から、無効審判請求の審決が出されるまでに、当事者は口頭審理を請求することができる[23]。

通常、無効審判請求人が無効審判請求の同時に口頭審理を請求することができる。すなわち、無効審判請求書にその意思を表明することができる。権利者の場合、審判委員会から転送された無効審判請求書を受領した後に、意見書を提出する際に口頭審理を請求することができる。

口頭審理請求の理由について、例えば、無効審判の当事者は請求書若しくは意見書にて「相手側と face－to－face で証拠調べ、弁論を行う必要がある」「合議体に面と向き合って事実を説明する必要がある」「実物説明を行う必要がある」「証言をした証人に出頭してもらう必要がある」などと明記することができる。

口頭審理は書面にて請求しなければならない。

Q47 中国において、全ての無効審判請求は口頭審理があるか。無効審判請求は、何名の審判官で審理するか。

＜回答＞

『審査基準』第 4 部第 3 章の 4.4 には、「当事者の請求に基づき、又は事件の状況に応じて特許審判委員会は無効審判請求について口頭審理を行うことができる」と規定されている。同章の 4.4.4 には、場合によって選択できる審査形態がいくつか挙げられている。

[23] 『審査基準』第 4 部第 4 章の 2 には、「口頭審理を行っていない無効審判請求事件について、特許審判委員会が審決を出す前に当事者から上記の理由で書面にて提出された口頭審理請求を受け取った場合、合議体は口頭審理を行うことに同意しなければならない」と規定されている。

上記規定からすれば、全ての無効審判請求は口頭審理があるわけではない。例えば、(1) 権利者が無効審判請求書類を受領して、特許審判委員会の指定する応答期限までに口頭審理を請求しておらず、かつ、特許審判委員会が請求人による証拠及び無効理由に基づき特許権を全部無効にする審決を出すことができると判断する場合、口頭審理を行わないことになる。(2) 口頭審理呼出状を発行した後に、当事者の関係で予定通りに口頭審理を行わなかった場合、特許審判委員会は直接審決を出すことができる。(3) 関連事件の先の無効審判請求の審決若しくは裁判所による判決で認定された事実に基づき、本件無効審判請求に対して審決を直接出すことができる場合、口頭審理を行わずに審決を直接出すことができる、など。

ただし、当事者が書面にて口頭審理を請求した場合、合議体は口頭審理を行うことに同意しなければならない[24]。

プラクティスにおいて、ほとんどの無効審判請求は、特許審判委員会が口頭審理を行って審理する。

無効審判請求は、審判官 3 名からなる合議体によって審理されるのが一般的である。合議体のメンバーは通常、審判長 1 名、主席審判官 1 名、参与審判官 1 名である。事件が簡単である場合、審判官 1 名のみで独立して審理することができる（プラクティスにおいてこのような場合は極めて少ない)。

下記の事件について、審判官 5 名（審判長 1 名、主席審判官 1 名、参与審判官 3 名）からなる合議体によって審理される。(1) 国内外で重大な影響がある事件。(2) 重要で難しい法的問題に関わる事件。(3) 重大な経済的利益に関わる事件[25]。5 人合議体を組む場合、特許審判委員会の主任委員又は副主任委員の承認が必要である。

[24] 『審査基準』第 4 部第 4 章の 2 を参照。
[25] 『審査基準』第 4 部第 1 章の 3.2 を参照。

Q48 当事者双方（無効審判請求人と権利者）は、口頭審理に出頭しなければならないか。

＜回答＞

権利者は口頭審理に出頭しなくてもよい。出頭しなくても、通常、無効審判の進行に影響を与えない（口頭審理の進行及び審決の作成・発行に影響を与えないという意味である）[26]。

請求人も口頭審理に出頭しなくてもよい。その代わりに書面にて意見を主張することができる。ただし、無効審判請求人が合議体から発行された「口頭審理呼出状」に指定された期限内に応答せず（書面的意見或いは口頭審理呼出状への応答書を提出せず)、しかも口頭審理に出頭しない場合、無効審判請求は取下げられたものとみなされ、無効審判は中止することとなる[27]。つまり、請求人が口頭審理呼出状に応答せず、しかも口頭審理にも出頭しない場合、無効審判請求は取下げられたものとみなされる。口頭審理の進行に影響を及ぼさないように、請求人は口頭審理呼出状への応答、口頭審理への出頭のうちの少なくとも一方をしなければならない。無効審判請求人が口頭審理に出頭しないが、口頭審理呼出状への応答書を提出した場合、特許審判委員会は無効審判請求の審理を継続しなければならない。

Q49 口頭審理に出頭する際に、出頭人数の制限はあるか。

＜回答＞

『審査基準』第 4 部第 4 章の 5 の規定によれば、口頭審理に出頭する当事者及び代理人は 4 人を超えてはならない。口頭審理呼出状への応答書に記入した出頭人数が 4 人未満の場合、口頭審理の前に他の人を指定して出頭してもらうことができる。

---

26 特許法実施細則第 70 条第 3 項。

27 『審査基準』第 4 部第 3 章の 7 を参照。

Q50 口頭審理呼出状の受領後の準備作業は？

＜回答＞

口頭審理は合議体が行う行政審判手続であり、事件の事実を調べ、当事者に口頭審理の現場で意見の陳述、証拠調べ、弁論の機会を与えることを主な目的とする。そのため、無効審判請求について、技術や法律などの観点から合議体に説明し、相手側の意見に反論することは非常に重要な訴権である。また、現場での弁論時のテクニック、審理の重点の把握も、当事者が自分にとって有利な審決を得るためのポイントである。要するに、無効審判に積極的に応訴することは、当事者の準備作業における最重要事項である。

口頭審理呼出状を受領した後に、当事者が最も注意を払うべき期限は 2 つある。一つは、口頭審理呼出状への応答書を提出する期限であり、もう一つは、口頭審理の開催日時である。口頭審理呼出状への応答書の提出期限は、口頭審理呼出状に指定された期限である。一般的には口頭審理呼出状を受領した日から 7 日以内に、当事者は出頭者を決めてから特許審判委員会に出頭の意思を表明する応答書を提出し、委任状、当事者及び証人の身分を証明する書類などをともに提出することができる。請求人が口頭審理呼出状への応答書を提出しない場合の結果は、Q48 への回答を参照すれば分かる。口頭審理の開催日時も口頭審理呼出状に指定されるものであり、事件の難易さ、特許権者による訂正の有無、反証の有無などによって異なる。一般的には、口頭審理呼出状を発行した日から 1～2 ヶ月以内に口頭審理を行うと指定される[28]。当事者はこの期間内に次のような準備作業をすることができる。

（1）口頭審理に出頭するか否かを決める。

権利者の場合、口頭審理に出頭しなくても、無効審判請求の審理の進行に影響を与えない。請求人の場合、無効審判請求を放棄するなら、何の書類も提出せず、かつ口頭審理に出頭しなくてもよい。こうすれば、当該無

[28] プラクティスにおいて、口頭審理は通常、事件の難易さに応じて通知書発行日から 22 日後、37 日後、45 日後に行われる。

効審判請求は取下げられたものとみなされる。特許審判委員会は口頭審理開催日の後に審理終結通知書を発行する。ただし、請求人側と権利者側が和解に合意した場合、無効審判請求を放棄する旨の声明を書面にて提出したほうがいい。なぜなら、現行特許法により、特許審判委員会は当事者から提出された証拠及び無効理由に基づき無効審判請求を自ら審理する可能性があるからである[29]。

（2）出頭者を決める。

口頭審理に出頭すると決めたら、出頭者を決めるべきである。当事者が個人である場合、自ら出頭することができ、特許弁理士或いは公民代理人に依頼して出頭してもらうこともできる。当事者が法人である場合、法定代表者が出頭することができ、特許弁理士或いは公民代理人に依頼して出頭してもらうこともできる[30]。いずれか一方の出頭者は 4 人を超えてはならない。4 人以外の人は傍聴しかできない。傍聴者は発言権がない[31]。

当事者双方は証人の出頭を求めることができる。その証人は、事前に証言をしたことがあり、かつ口頭審理呼出状への応答書に記入した証人でなければならない[32]。証人は民事上の行為能力を有しなければならない。証人が中国語を話せない場合、通訳者を手配すべきである。証人は事件の審理を傍聴することができず、合議体の質問に答える時にしか現場に出ることができない。

（3）かかる書類を提出する。

口頭審理への出頭及び出頭者を決めた後に、口頭審理呼出状を受領した日から 7 日以内に、口頭審理呼出状への応答書、委任状、当事者及び証人の身分を証明する書類などを特許審判委員会に提出すべきである。

口頭審理呼出状への応答書には、出頭者の氏名、通勤先、証人による証明の有無、証人の氏名、通勤先及び証明の事実、物的証拠の実演の有無な

29 特許法実施細則第 72 条を参照。
30 『審査基準』第 4 部第 4 章の 3 を参照。
31 『審査基準』第 4 部第 4 章の 12 を参照。
32 『審査基準』第 4 部第 4 章の 10 を参照。

どを明記しなければならない。

委任状には、依頼人と受託人の情報、委任権限を明記すべきであり、受託人が特許弁理士の場合、特許弁理士の業務従事証の番号を明記しなければならない。

（4）応訴資料を準備する。

準備すべき資料として、証拠の原本、公知技術を証明するための証拠、提出した証拠の真実性、合法性、関連性を証明する補強証拠、答弁状などが挙げられる。応訴資料を準備しながら、相手側による証拠、意見書など、特に争点について詳しく検討する必要があり、場合によってリハーサルを行うことが考えられる。

Q51 口頭審理時に持参すべき書類は？

＜回答＞

口頭審理時に持参すべき書類は主に以下のとおりである。

（1）口頭審理の前に合議体に提示すべき書類。主に身分を証明するためのものである。出頭者が個人である場合は、身分証明書、台湾同胞証明書、パスポートなどの原本を持参すべきである。出頭者が法定代表者の場合は、上記書類のほか、さらに法人及び法定代表者資格を証明する書類、例えば営業免許を持参すべきである。特許弁理士は有効な業務従事証を持参すべきである。

（2）合議体に提出すべき書類。例えば、未提出の委任状、証拠の原本（公証認証文書の原本、公知技術を証明するための証拠、提出した証拠の真実性、合法性、関連性を証明するための補強証拠など）。

（3）答弁のための資料。例えば案件ファイル、答弁状、法律法規、現場で実演するための装置、物的証拠など。

（2）出頭者の資格

Q52 どのような資格があれば、口頭審理に出頭できるか。

＜回答＞

無効審判請求人の主体資格は Q8 への回答を参照。つまり、民事訴訟主体の資格を備えることは、口頭審理に出頭できる必要条件である。民事訴訟法第 49 条の規定によれば、公民、法人その他の組織は民事訴訟主体の資格を有し、民事訴訟の当事者になることができる（無論、ここの公民とは、当事者能力を有する者をいう）。具体的には、個人と組織（法人その他の組織を含む）に分けて、国籍別に以下のとおり説明する。①中国公民の場合、本人又はその代理人（法定代理人と委任代理人を含む）が出頭できる。②外国人（香港、マカオ、台湾住民）の場合、特許法第 19 条の規定に基づき、中国に恒常的な居所を有しなければ、その特許事務を特許代理機構に委任しなければならず、口頭審理に委任代理人に出頭してもらう必要がある。③中国・外国の組織の場合、その法定代表者又は代理人が出頭できる。法定代表者が外国人の場合、特許法第 19 条の規定に従って行わなければならない。

特許権者は権利者として、一般的には民事訴訟主体の資格を自動的に有する。具体的には、個人と組織に分けて以下のとおり説明する。①特許権者が中国人の個人である場合、本人又はその代理人（法定代理人と委任代理人を含む）が出頭できる。②特許権者が外国人である場合、本人が代理人と一緒に出頭しなければならない。③特許権者が中国・外国の組織の場合、その法定代表者又は代理人が出頭できる。法定代表者が外国人の場合、特許法第 19 条の規定に従って行わなければならない。④特許権者が複数の場合、そのうちのどちらか（又はその代理人）が出頭できるが、特許権者全員の許可を得なければならない。⑤特許権者が亡くなったか、又は特許権が譲渡された場合、特許権所有者（その特許権の相続者又は譲受人）は出頭できる。

当事者双方にとって、訴訟資格を有する特許弁理士と公民代理人がすべ

て当事者を代表して口頭審理に出頭できる。

例えば、ある事件において、外国の法人が無効審判を請求し、ある外国人に委任して口頭審理に出頭してもらおうとする。その外国人は当該企業の法律コンサルタント若しくは職員である。この場合、請求人が法人資格を有するため、自然人に委任して公民代理人として口頭審理に出頭してもらうことは、当該企業の合法的な権利である。また、現在このような行為を制限する規定がないため、その外国人が口頭審理に出頭できる。

Q53 口頭審理の出頭者はどのような身分証明、書類を持参すべきか。

＜回答＞

出頭者が個人である場合、身分証明書、台湾同胞証明書、パスポート、軍隊幹部証明書など身分を証明するための原本を持参すべきである。出頭者が法定代表者である場合、上記のほか、法人及び法定代表者資格を証明するための書類を持参すべきである。

Q54 口頭審理に出頭するために、どのような手続きが必要か。外国人の場合、何か特別な手続きが必要なのか。

＜回答＞

口頭審理に出頭するために、指定期間（一般的には 7 日間）内に口頭審理呼出状への応答書を提出しなければならない。証人に出頭してもらうことや、現場で実演すること、物的証拠を説明することなどの希望があれば、口頭審理呼出状への応答書に明記しなければならない。

出頭者が外国人である場合の必要な手続きについて、『特許法』、『特許法実施細則』及び『審査基準』には詳しい規定がないため、プラクティスにおいて、合議体の要求によって取り扱われている。外国人が企業の代表者、技術者若しくは権利者の身分で口頭審理に出頭する場合、厳しい合議体であれば、パスポート、入国証明などの身分を証明するための証拠のほか、当事者の委任状も要求する。一方、それほど厳しくない合議体であれ

ば、身分証明書のみ要求する。

Q55 当事者以外の第三者は、口頭審理を傍聴できるか。傍聴できる場合、傍聴人数の制限があるか。傍聴手続きはどのようになっているか。

＜回答＞

秘密保持のために審理を公開しない事件以外の無効審判の口頭審理は、当事者以外の第三者でも傍聴できる。傍聴人数の制限がない。傍聴者は身分証明書を持参して、口頭審理の前に登録すればよい。

事件に関わる証人は傍聴することができない。

また、傍聴者は口頭審理中に発言する権利を有せず、合議体の許可を得ずに撮影、録音、録画をすることができず、口頭審理の当事者に情報を伝えることもできない[33]。これら規定に違反する場合、傍聴資格が合議体に取り消されることとなる。

Q56 出頭者や傍聴者が外国人である場合、通訳者も同行できるか。

＜回答＞

出頭者や傍聴者が外国人である場合、通訳者も同行できる。ただし、口頭審理の前に、その通訳者が当事者のための通訳者であるか、或いは傍聴者のための通訳者であるかを合議体に説明しなければならない。当事者のための通訳者である場合、口頭審理中に当事者に通訳することができる。傍聴者のための通訳者である場合、その通訳者も傍聴者であるため、口頭審理中に発言することも、通訳することも禁止される。

Q57 証人に出頭してもらう場合、合議体の許可は必要か。

＜回答＞

『審査基準』第 4 部第 4 章の 10 には「当事者が口頭審理中に、証人に

33 『審査基準』第 4 部第 4 章の 12 を参照。

出頭してもらうと申請する場合、合議体は具体的な状況に応じて許可するか否かを決定する」と規定されている。したがって、証人に出頭してもらう場合、合議体の許可は必要である。

（3）口頭審理の審理

Q58 口頭審理は通常どのように進むか。

＜回答＞

口頭審理の流れは民事訴訟の流れと似ており、以下の 4 つの段階に分けられる。

第 1 段階　準備段階

①合議体は、口頭審理の出頭者の身分をチェックする。②審判長は口頭審理が開始すると宣告し、合議体のメンバーを紹介する。③当事者は口頭審理の出頭者を紹介する。双方当事者がともに出頭する場合、合議体は、相手方の資格について異議があるかどうかを当事者に尋ねる。④審判長は当事者の権利と義務を説明する。⑤合議体のメンバーに対する除斥・忌避の申し立てがあるかどうか、証人に出頭してもらうかどうか、実物説明を行うかどうかについて当事者に尋ねる。⑥合議体は当事者に和解の意思があるかどうかを尋ねる。

第 2 段階　調査段階

まず、無効審判請求人は無効審判請求の範囲及び理由を説明し、関連事実及び証拠について簡単に陳述する。次に、権利者は答弁する。その後、合議体は無効審判請求の範囲、理由及び当事者が提出する証拠について確認し、口頭審理の審理範囲を特定する。

第 3 段階　弁論段階

証拠や事実について異議を持っていない場合、双方当事者は証拠や事実を確認したうえ、口頭審理の弁論を行う。双方当事者の弁論が終わった後、審判長は弁論が終了すると宣告する。その後、双方当事者は最後の意見陳

述を行う。

第 4 段階　終了段階

審判長は一時休廷を宣告し、合議体は合議を行う。その後、口頭審理を再開し、審判長は口頭審理の結論を発表する。口頭審理の結論は通常、「事実が明らかになったため、審決を出すことができる」というようなものである。口頭審理の終了後、双方当事者は口頭審理の記録を確認してサインする[34]。

Q59 口頭審理の時、当事者はどのようなものを提出・提示する必要があるか。

＜回答＞

当事者が提出・提示すべき書類は Q51 の回答を参照。

また、口頭審理の時、無効審判請求人は、除斥・忌避の申し立てや和解の意思があるかどうか、無効審判請求の範囲、理由、それを裏付ける証拠及び証拠の組合せ方を明確にすべきである。

口頭審理の時、権利者は、除斥・忌避の申し立てや和解の意思があるかどうか、請求項を訂正するかどうか、訂正する場合にどのように訂正するか、及び無効理由を認めるかどうかを明確にすべきである。

Q60 当事者は口頭審理の現場で主張や意見を変更できるか。

＜回答＞

（i）主張の変更について

無効審判における請求人の主張は通常、無効審判請求の範囲、理由及び証拠に関するものである。無効審判請求の範囲とは、無効理由の対象となる請求項を指す。例えば、証拠 1 により新規性を否定する請求項がどれなのかを説明することにより、無効審判請求の範囲を明示する。理由とは、

34　『審査基準』第 4 部第 4 章の 5 を参照。

特許法実施細則第 65 条第 2 項に規定する無効理由を指す。権利者の主張は通常、請求人の主張に対する答弁意見及び反証に関するものである。合議体は口頭審理の開始前に当事者の意見書、証拠をそれぞれ先方の当事者に転送し、口頭審理の時に当事者が口頭審理前に主張した範囲のみについて審理を行う。したがって、主張の変更は口頭審理前に主張した範囲内でなければならず、新しい主張を追加することは認められない。

請求人の場合、口頭審理時における主張の変更は、口頭審理前に提出した意見書の主張に限られ、新しい主張を追加することはできないが、一部または全部の主張を放棄することができる。例えば、口頭審理前に、証拠 1～3 の任意の 2 件を組み合わせて(それぞれ証拠 1+2、証拠 1+3、証拠 2+3)請求項 1～10 の進歩性を評価した場合、口頭審理時に以下のように主張を変更することは新しい主張を追加するとして認められない。(1)証拠 1～3 のそれぞれにより請求項 1～10 の新規性を評価する。(2) 証拠 1～3 の任意の 2 件を組み合わせて請求項 11 の進歩性を評価する。(3)請求項 1～10 に係る発明についてサポート要件違反を主張する(前にこのように主張したことはない)。(4) 証拠 1＋2＋3 の組み合わせで請求項 1～10 の進歩性を評価する。

権利者の場合、その主張は通常、請求人の主張に対するものであり、口頭審理の現場での主張の変更も、口頭審理前の意見陳述やすでに提出した反証に限られている。また、権利者が請求人の主張の一部か全部を認める場合もある。この場合において、通常、口頭審理の弁論が終了する直前の最終的意思表明を基準とする。

(ii) 意見・見解の変更について

当事者は口頭審理が終了するまでに意見を変更することができる。口頭審理の現場での意見変更が審理の結果に実質的影響を与える場合、先方の当事者が現場で異議を唱える可能性は高い。この場合、当事者は意見を変更する合理的な理由を説明する必要があり、通常、変更後の意見を基準とする意思を表明する必要もある。変更後の意見は合議体に認めてもらった

上で口頭審理の記録に記入して法的効力が発生する。例を挙げて言えば、権利者は最初に、物質Aが常温において液体であるという請求人の主張に賛成しなかったが、請求人がレファレンスブックを用いて自分の意見を証明した後、権利者は前の意見を変更し、物質Aが常温において液体であることに賛成するようになった場合、このような意見の変更は通常認められる。

勿論、当事者が口頭審理の現場で意見を随意に変更できるというわけではない。意見を変更する適切な理由はないか、又は意見の変更を何回も繰り返すことは、口頭審理の円滑な進行に影響を与え、合議体の心証にも影響を与えることになる。したがって、当事者は十分に準備した場合、できるだけ前後の意見の一致性を確保すべきである。

Q61 口頭審理において、合議体は請求人が主張しなかった無効理由を導入して審理できるか。

＜回答＞

Q42の回答をご参照ください。口頭審理において、合議体は請求人が主張しなかった無効理由を導入して審理できる。

ただし、当事者が主張していない理由を導入するかどうかは合議体の判断次第であり、『審査基準』第4部第3章4.1のいずれの場合においても、合議体は**場合によって導入することができるが、導入しなければならないというわけではない**。したがって、当事者としては、やはり特許の有効性について全面的に検討し、意見や証拠をできるだけ提出すべきである。

Q62 先方の当事者が口頭審理の現場で新しい理由を追加したり、新しい証拠を引用したり、訂正書を提出したりする場合、どのように対応すべきか。

＜回答＞

先方の当事者が口頭審理の現場で新しい理由を追加したり、新しい証拠を引用したりする場合、挙証期間を経過したかどうかについて、合議体に

チェックしてもらうことができる。挙証期間を経過した場合、新しい理由と証拠について審理しないように請求するすることができる。挙証期間内に提出されたものであって口頭審理の前に送達されなかったものについて、十分な答弁期間がなかったことを理由として、口頭審理を延期するか、意見書を用意するための一定の期間を与えるよう合議体に請求することができる[35]。

権利者が口頭審理の現場で特許請求の範囲の訂正書を提出し、かつ訂正形態が併合による訂正（二以上の請求項を組み合わせて一つにすること）である場合、口頭審理を延期するか、または口頭審理後に意見書を用意するための一定の期間を与えるよう合議体に請求することができる。そして、その意見書にて、訂正後の請求項に関する新しい無効理由や新しい証拠を追加することができる。訂正形態が請求項の削除である場合、通常、口頭審理の進行に影響を与えないため、新しい無効理由や新しい証拠を追加することは認められない。

Q63 口頭審理における双方当事者の和解はどのように行うか。

＜回答＞

口頭審理の開始後、審判長は当事者の権利及び義務を説明する。双方当事者が口頭審理に出頭する場合、審判長は当事者に和解の意思があるかどうかを尋ねる。しかし、合議体は通常、当事者の和解に関与せず、単に口頭審理の調査前または弁論の終了後に当事者に和解の意思があるかどうかを尋ねるだけである。双方当事者がともに和解の意思を有する場合、合議体は協議の機会を与える。双方当事者が協議した後、その結果を合議体に通知し、かつ口頭審理の記録に記入する。

つまり、和解行為は当事者間の行為である。当事者は特許権の安定性、双方の意見陳述及び挙証の状況、請求項の訂正の有無、現請求項による当

35 これは、請求人が口頭審理の現場で答弁するか、又は延期して答弁するかを選択できる意味をしている。請求人が延期して答弁することを放棄するという意思を明確に表さない限り、合議体は、通常指定期間内に意見を補足する機会を与えてくれる。

事者の権利への影響の有無、口頭審理時の弁論状況などに基づいて、和解の可能性を総合的に判断すべきである。例えば、請求人の証拠を見た権利者が請求項を訂正し、侵害訴訟における侵害の事実が成立しなくなる場合、双方当事者が和解する可能性は大きい。

なお、口頭審理時に双方当事者が和解に合意しなかったが、口頭審理の終了後に双方当事者が和解に合意して合議体に通知した場合、合議体は無効審判の審理を中止せず、すでに調査した事実に基づいて審決を出すこともできる。

和解について、さらに以下の注意点がある。

（1）和解した後、無効審判請求の法的状態は、特許審判委員会が無効審判請求の審決又は審判終了通知書を発行してはじめて確定できる。前者は審決という形で無効審判の終了を宣告する場合、上訴できる。後者は、通常請求人が請求を取り下げることによって無効審判を終了させる場合、上訴できない。

（2）和解は、口頭審理前、口頭審理中及び口頭審理終了後のいかなる時間で行うことが可能であるが、通常当事者は無効審判請求の審決が出された後に和解することをしない。

（3）和解した後、特許法実施細則第 72 条第 2 項の規定によると、特許審判委員会は、既に行った審査に基づいて審理を継続し、特許権の無効又は一部無効という審決を下すことができる。

（4）和解の形及び内容は、双方当事者の相談で決める。しかし、特許権者が請求項を訂正するか、又は請求人が無効審判の請求を放棄することが起きる場合、通常両方とも、正式かつ書面形式にて和解協議及び補正書を提出する。

（5）和解した事件について、審決が下された場合、再び無効審判請求を提起したい時は、「一事不再理」の原則の制限を受けるが、審決が下されていない場合、上記制限を受けない。

（6）当事者が和解した場合、両方揃えて合議体の議長のところへ行って通知するか、又は書面の和解協議を提出すべきである。

Q64 口頭審理時に請求項を訂正できるか。

＜回答＞

特許審判委員会が審決を出すまでに（つまり、口頭審理時を含む)、権利者は請求項または請求項中の発明の選択肢を削除することができる。

しかし、請求項の併合による訂正は、以下の 3 つの場合の応答期間内にのみ認められる。

(1) 請求人が無効審判請求書を提出した場合。

(2) 請求人が新しい無効理由又は証拠を追加した場合。

(3) 特許審判委員会が請求人の主張していない無効理由又は証拠を導入した場合[36]。

プラクティスでは、合議体は通常、口頭審理を上述の応答期間の後に手配する。つまり、権利者が併合方法によって特許請求の範囲を訂正する場合、合議体は事前に訂正後の書類を請求人に転送して、一定の答弁期間を与える。これにより、口頭審理時に双方当事者は、訂正後の請求項の特許性に焦点を合わせることができる。ただし、場合によって例外もある。例えば、請求人が無効理由を追加したが、口頭審理が権利者の答弁期間満了前に行われる場合、権利者は依然として請求項の併合による訂正の権利を持っている（口頭審理日から答弁期間満了日までの間に訂正できる。ただし、口頭審理時に請求項を訂正しないと表明した場合は除く)。それに応じて、請求人も口頭審理後に反証を提出して無効理由を追加する権利を持っている。

36 『審査基準』第 4 部第 3 章の 4.6.3 を参照

（4）口頭審理の記録

Q65 口頭審理の記録をどのように取り寄せるか。

＜回答＞

口頭審理の記録の取り寄せは、『審査基準』第5部第4章第5.3節の「閲覧・コピーの手続き」に関する規定に基づいて以下のように行わなければならない。すなわち、①請求人は特許庁に書面により請求するとともに所定の費用を支払う。②特許庁は必要な審査をして包袋を取り出した後、請求人と閲覧時間を約束し、閲覧通知書を発行する。③閲覧者は上記閲覧通知書をもって、特許審判委員会の立件・流れ管理処で関連書類を閲覧またはコピーする。書類をコピーする場合、一定の費用を支払う必要がある。

しかし、審理が終結した無効審判の審理経過について、当事者の適法な権益に損害を与えず、個人のプライバシーや営業秘密に関連せず、かつ国家利益に関係しなければ、原則として誰でも特許審判委員会に閲覧・コピーを請求することができ、閲覧可能な範囲は官庁の通知書、決定書及び通知書に対する当事者の意見書の本文である。審理が終結していない無効審判請求と、結論が未請求みなし、不受理、自発的取下げ、みなし取下げである無効審判請求との書類について、その当事者しか、無効審判における書類を閲覧・コピーすることができない[37]。

Q66 口頭審理が終った後、代理辞の提出は必要なのか。

＜回答＞

口頭審理が終わった後、合議体の参考に供するために、当事者は、口頭審理における主張をまとめた代理辞を合議体に提出することができる。しかし、審決の根拠となる書類は通常、当事者が口頭審理前に提出した書面意見、証拠、口頭審理の記録などに限るため、合議体は一般的には、上記代理辞を正式な意見書または証拠として考慮しない。したがって、代理辞が口頭審理の記録と一致していない場合、合議体は通常、口頭審理の記録

[37] 『審査基準』第5部第4章第5節を参照。

を基準とする。口頭審理の後に、意見書を再度提出する必要がある場合、当事者が提出した意見書は正式な書類と見なされ、口頭審理における主張のみをまとめた代理辞とは役割が異なる。

もちろん、当事者が要提出と判断したかまたは合議体が要求した場合、口頭審理が終わった後、代理辞を提出することができる。

（5）口頭審理の終了後

Q67 口頭審理が終了した後に合議体は現場で審理結果を発表するか。

＜回答＞

口頭審理の第四段階に入った後、つまり、双方当事者の弁論が終わった後、合議体は休廷合議して、事件審理の状況及び合議結果に応じて口頭審理の結論を発表する。この結論は、審決の結論[38]であってもよく、その他の結論、例えば、事実が明らかになったため、審決を出すことができるというような結論などであってもよい[39]。

実務において、経緯が極めて簡単でかつ事実が確かに明らかになった場合を除き、合議体は通常、口頭審理の現場で審決を出さない。

Q68 口頭審理を経て、当事者は結果を予測できるか。

＜回答＞

口頭審理において、双方当事者のみが互いに自分の利益を主張して訴えたり争ったりするのではなく、裁判員として合議体も関与している。合議体が通常、中立の立場から事実を調べ、口頭審理の進行を支配しているが、経験豊富な当事者／代理人は、審理における合議体の一見して公正な態度から有用な情報を入手することができる。合議体と面会する機会が珍しいので、より多くの情報を取得するために、当事者は口頭審理の機会を利用して合議体メンバーの話しや反応などにできるだけ留意すべきである。

---

38 つまり、対象特許が無効にされるべきか、又は有効性を維持すべきかという結論である。

39 『審査基準』第 4 部第 4 章第 5.4 節を参照。

口頭審理のプロセスは裁判所の開廷審理に似るところが多いため、両者の応訴のテクニックは相互に参考になる。下記4点に留意することにより、審理の結果をある程度予測することができる。すなわち、①合議体が特に知りたがる事は何なのか。この点は、合議体の質問の深さ及びその質問のためにかかる時間から把握できる。合議体が質問する際には当事者は特に留意すべきであり、例えば、合議体が本件特許の実施例をどのように実施するかという質問を聞く場合や、請求項における用語をどのように解釈すべきかについて双方の意見を尋ねる場合、当事者は、合議体の質問から情報を集めることができる。②無効理由に対する合議体の審理の順番及びかかる時間。合議体は通常、無効理由の審理の難しさや必要な時間を事前に予測してプランを作り、このプランに沿って口頭審理の時間（通常、半日または一日）を決定する。また、プランどおりに完成できるように、合議体は口頭審理の進行を適宜支配する必要がある。したがって、合議体は通常、調査・審理の難しさにより無効理由の審理の順番を決定し、最も難しい無効理由を最初または最後に審理する（具体的な状況によって決める）。また、この無効理由についてかかる時間も最も長く、双方当事者がそれぞれの意見を十分に主張できるように、合議体は弁論を2回ひいては3回以上行わせる。このように、「順番」及び「時間」から、当事者は、主な争点がどの点にあるかについての合議体の考えを知り得る。それ以外の無効理由について、合議体がすでに大体明確な結論を持っているはずである。③当事者が主張を述べた後の合議体の反応（例えば、「当事者の主張をはっきり聞き取った」ことを意味する「頷く」という動作や、「さらに相手方当事者の意見を知りたい」という意思の表明）から、情報を集めることができる。④合議体が職権により導入した無効理由。例えば、上記Q42に対する回答の(4)の場合において、合議体が職権により請求項1の進歩性を審理すれば、実は合議体が請求項1の新規性欠如の無効理由が成立せず、その進歩性の有無を特に審理する必要があると考えていると、判断できる。

もちろん、自分の考えを当事者が把握できないように口頭審理の進行を上手に支配できる経験豊富な審判官も多い。また、当事者としては、その技術内容及び関係法律についての全面的な把握に基づき、権利の安定性及

び提出した証拠の強さから予測すれば、より合理的な結論が得られる。

Q69 口頭審理の後、当事者はどのような作業をすべきか。

＜回答＞

口頭審理の後、下記のような書類を除き、合議体は通常、当事者からの書類を一切受け入れない。①代理辞。②合議体が指定した期間内に、特許権者が口頭審理時に提出した意見書に対して請求人が提出した意見書。③相手方当事者が口頭審理時に追加提出した技術常識の証拠に対する証拠調べ意見書。④口頭審理において提出された委任状に形式的不備があるか、あるいは身分証明書を呈示しなかったというようなことで、当事者が合議体の要求に従って指定期間内に提出した適正な委任状や身分証明書など。⑤当事者または当事者の代理人の連絡先が変わった場合の合議体への知らせ。

Q70 特許審判委員会はいつ無効審判請求の審決を下すか。

＜回答＞

無効審判請求の審決までの期間について、審判委員会の内部に定めがあるが、特許法及び審査基準には具体的な規定はない。実務において、無効審判請求の審決は通常、合議体設立後の6ヶ月以内に出されるが、複雑な事件の場合、審理期間が長くなる可能性もある。

Q71 審決取消訴訟がない場合、中国知識産権局はいつ本件特許・実用新案・意匠が無効になったことを公告するか。

＜回答＞

全部無効または部分的無効の旨の審決を受けた権利者が審決を受領した日から3ヶ月以内に審決取消訴訟を提起しなかった場合、中国特許庁は、上記3ヶ月満了後の一定の期間内（現在、約9ヶ月である）に特許登録簿

及び特許公報で当該審決の登録・公告をそれぞれ行う[40]。

また、ある特許が無効審判請求をされるかどうかについて、第三者は、当該事件に関する口頭審理の予定が公開された後、特許審判委員会のホームページでの「口頭審理公告検索」からしか情報を得られない。それ以外の情報は審決が下されてはじめて入手できる。

第三節　無効審判請求の証拠

Q72 物的証拠はいつ、どのように提出するか。

＜回答＞

証拠の1種として、物的証拠は『審査基準』第4部第3章第4.3節における挙証期間に関する規定に従って提出すべきである。挙証期間内に、当事者が物的証拠の原物を提出できない場合、その期限を延期するかまたは口頭審理時に提出するよう書面により申請しなければならない。また、上記期間内に、上記物的証拠の客観的状況を十分に反映できる写真及び説明文を提出するとともに、その物的証拠を根拠として証明したい事実を具体的に説明しなければならない。当事者は遅くとも口頭審理の弁論が終了するまでに物的証拠を提出しなければならない。

公証機関により公証・封印された物的証拠について、挙証期間内に、当事者はその物的証拠を提出しなくてもよく、公証文書のみを提出すればよいが、遅くとも口頭審理の弁論が終了するまでにその物的証拠を提出しなければならない。

物的証拠の提出が必要の場合、当事者は物的証拠の実物を提出してもよい。証拠が使用中または運搬・分解が不便であるというような理由で、その実物を提出できない場合、挙証期間内に、上記物的証拠の客観的状況を十分に反映できる写真及び説明文を提出するとともに、その物的証拠を根拠として証明したい事実を具体的に説明すればよい。そして、審判委員会に「職権による調査や証拠収集」の調査申請書を提出する必要がある。

[40]『審査基準』第4部第3章第6.2節を参照。

Q73 証拠としての資格をどのように完備させるか。

＜回答＞

無効審判請求の審理において、証拠は基本的な応訴資料として非常に大切な役割を果たしている。当事者の要請が認められるかどうかは、提出した証拠が認められるかどうかと緊密に関連している。このように、口頭審理において、相手方当事者が提出した証拠の真実性、適法性、関連性に対する双方当事者それぞれの証拠調べは非常に重要な一環である[41]。したがって、合議体に認められるように、証拠としての資格を完備させることは、双方当事者のいずれにとっても極めて重要である。

あらゆる証拠が満たすべき要件として、証拠の真実性、適法性、関連性は最も基本的なものである。つまり、できるだけ証拠の原本・原物を使用するかまたはそのコピー・複製品と原本・原物とがそれぞれ一致することを確保し、証拠の由来の適法性、証拠と本件事実との関連性を確保することは、当事者が証拠を収集・準備する時から考慮すべきことである。

真実性、適法性、関連性のうち、最も重要なのは真実性である。真実性が認められるように、てきるだけ完全無欠な証拠、すなわち、証拠の原本及びすべてのコピーを提出することが考えられる。その理由は以下のとおりである。当事者が証拠の一部、例えば、特許文献の扉や出版社情報に関するページなどしか提出しなければ、合議体はその「証拠の一部」のみを証拠として採用し、しかも当該「証拠の一部」が完全な書類からきたものであるかどうかを判断できず、その真実性を疑う可能性がある[42]。また、証拠が外国語文献である場合、その中国語訳文も証拠の一部となり、指定期間内に提出しなければならない。さもなければ、その証拠は未提出と見なされる（当事者が正式な訳文を別紙で提出していないが、請求書や意見書などの書類にその訳文を明確に記載した場合、実務において上記訳文は提出したと見なされる）。

無効審判請求の審理において、当事者が様々な証拠を使用する可能性が

[41]『審査基準』第4部第8章第4.1節を参照。
[42] 当事者が口頭審理の終了前に提出した特許文献の書誌情報を記載したページまたは書籍の奥付は、新たな証拠と見なされない。審判委員会はそれを考慮すべきである。

あるため、各種の証拠について以下のとおり説明する。

（1）特許文献、定期刊行物。このような証拠はほとんど特許庁またはインターネットなどの公共ルートから入手したものであるため、その真実性の確認は割と簡単である。一般的には、特許文献の場合は公開公報または特許公報の全文、定期刊行物の場合は全文のコピーを提出すればよい。

（2）公開刊行物。公開刊行物とは、国際基準図書番号（ISBN)、国際標準遂次刊行物番号（ISSN)、国内の統一コードが付与され、正規ルートで出版・発行された図書、定期刊行物、雑誌、録音・録画物などを指している。このような証拠について、一般的には、当事者が原本を提出するかまたはコピーと原本とが一致することを証明できる証拠を提出できれば、その真実性は認められやすい。当事者は出版物の表表紙、奥付、証拠として使用するページのコピーを提出すべきである。

（3）取扱説明書、カタログなど。このような証拠は通常、本件特許・実用新案・意匠が、出願日前に公開されたかまたは公然実施されたことを証明するためのものである。したがって、公開日がある場合、上記証拠の公然出版または公然発行の日付を証明できる証拠を提出すべきである。また、完全な証拠群を形成するために、できるだけ売買契約書、領収書などをともに提出すべきである。

（4）物的証拠。物的証拠の提出が必要の場合、当事者は挙証期間内に、物的証拠の客観的状況を十分に反映できる写真及び説明文を提出するとともに、その物的証拠を根拠として証明したい事実を具体的に説明しなければならない。当事者は遅くとも口頭審理の弁論が終了するまでに物的証拠を合議体に提出しなければならない。

（5）証人の証言。証人の証言とは、証人が自ら体験した事実に基づく証人の口頭説明または書面記録をいい、一般的には、当事者の主張を証明するためのものである。『審査基準』第 4 部第 8 章第 4.3.1 節には、「口頭審理に出頭していない証人が行った書面による証言のみを根拠として事実認定をしてはならない」と明確に規定されている。したがって、このような証拠が認められる基本的な要件として、証人が出頭して尋問を受ける

ことは必要である。当事者は、挙証期間内にその証言を書面により提出し、口頭審理呼出状への応答書に証人が口頭審理に出頭することを明記すべきである。

（6）インターネット上の証拠。インターネット上の証拠は、インターネット技術の発展に伴って生まれた新たな証拠形態である。無効審判請求の審理において、このような証拠は、ウェブページの印刷、公証機関により公証されたネットワーク印刷という形で提出してもよく、口頭審理の現場でインターネットで証拠を合議体に見せてもよい。インターネット上の証拠はデジタル化されたため、改竄されても跡が残らない。このように、証拠の信憑性を高めるために、下記4点に注意すべきである。①できるだけ、公信力を有し、当事者と利害関係のないウェブサイト、例えば、政府部門により運営されるサイトから入手した証拠を提出する。一般的には、信憑性から言えば、政府部門によるサイトは会社、個人によるサイトより信憑性が高い。②できるだけ公証機関により公証されたインターネット上の証拠を提出する。特に、証拠の形成、転送、取得、収集などすべての経過に対して公証することができれば、信憑性がより高くなる。③インターネット上の証拠が改竄されていないことを証明するために、できればサイトのログに記載された内容、インターネット接続サービス事業者による証明、ウェブサイト管理者の証人証言などを提出する。④証拠を、口頭審理の現場でインターネットで合議体に見せることも、その信憑性を高める手段の一つである。

（7）設計図などの証拠。設計図などの証拠は通常、企業による設計・生産の段階で形成された書証であり、多くの情報を含む。しかし、このような証拠は一般的には機密書類であるため、公開されない。このような証拠を利用する時、補助証拠として、証拠の公知やその具体的な公開日に関する情報を特に収集すべきである。

Q74 特許（又は特許出願）の出願日（優先日）後に公開された証拠はすべて、その特許（又は特許出願）の新規性・進歩性評価に使用できないのか。

＜回答＞

現行特許法第 22 条第 5 条の規定によると、公知技術とは、「出願日以前に国内外で公衆に知られている技術」をいう。具体的には、出願日（優先日がある場合は、優先日を指す）以前に、国内外の刊行物に公然発表された技術、国内外で公然使用された技術、及びその他の方法で公衆に知られた技術が含まれる。一方、発明又は実用新案が新規性を有するとは、その発明又は実用新案が公知技術に該当せず、かつ、いかなる機関又は組織又は個人により出願日以前に中国特許庁に出願されて出願日以降（出願日を含む）に公開された出願書類又は公告された特許書類に、同一の発明又は実用新案を記載したものがないことをいう（特許法第 22 条第 2 項)。意匠が新規性を有するとは、特許権を付与する意匠が公知意匠に該当しないものであり、かつ、いかなる機関又は組織又は個人により出願日以前に中国特許庁に出願されて出願日以降に公告された特許書類に、同一の意匠を記載したものがないことをいう（特許法第 23 条第 1 項)。

進歩性について、発明の進歩性とは、公知技術に比べて、当該発明に格別の実質的特徴及び顕著な進歩があることをいう(『審査基準』第 2 部第 4 章第 2 節)。実用新案の進歩性とは、公知技術に比べて、当該実用新案に実質的特徴及び進歩があることをいう(『審査基準』第 4 部第 4 章第 4 節)。意匠の進歩性とは、公知意匠又は公知意匠の特徴の組み合わせに比べて、当該意匠に明らかな相違があることをいう(『審査基準』第 4 部第 5 章第 6 節)。

このように、進歩性評価に使用できるかどうかについて、証拠の公開日が対象特許の出願日（優先日ではなく、実際の出願日を指す）の当日又はその後である場合、その証拠は、当該対象特許の公知技術に該当しないため、当該対象特許の進歩性評価に用いられない。証拠の公開日が対象特許の優先日より後、出願日より前である場合、当該対象特許の優先権主張が成立するかどうかを確認する必要がある。優先権主張が成立する場合、上記証拠は当該対象特許の公知技術に該当せず、進歩性評価に用いられないが、優先主張が成立しない場合、進歩性評価に用いられる。

新規性評価に使用できるかどうかについて、上述した優先権主張が成立しない場合の、公開日が対象特許の実際の出願日より前の証拠が、新規性評価に用いられるほか、拡大先願も新規性評価に用いられる。拡大先願とは、特許法第 22 条第 2 項及び第 23 条第 1 項に規定された、「いかなる機関又は組織又は個人により出願日以前に中国特許庁に出願されて、出願日以降に公開された特許出願書類又は公告された特許書類に記載した出願」を指す。上記規定に合致する拡大先願の公開公報又は特許公報は、当該対象特許の新規性評価に用いられる。

ただし、出願日が 2009 年 10 月 1 日以前（この日を含まず）の特許出願（又は特許）は、『改正後の特許法の施行に関する経過措置』によると、改正前の特許法を適用するので、この場合の拡大先願は、**他人（出願人以外の者）**により対象特許の出願日以前に中国特許庁に出願されて、対象特許の出願日以降に公開されたものを指す。

Q75 証拠を提出する時の注意点は？

＜回答＞

証拠が採用される可能性を高める方法は Q73 の回答を参照。また、証拠を提出する時には、さらに下記の点に注意すべきである。

（1）当事者が提出する証拠は、事件の事実と関連性を持つものでなければならず、かつ証明しようとする事実との関係を説明しなければならない。

（2）当事者が提出する証拠は、法的形式要件を満たしなければならない。海外証拠の場合、公証認証の手続きを行う必要がある。

（3）証拠は、原本、原物であることが一番好ましい。コピー、複製品である場合、原本、原物と一致する旨の公証認証又はその他の証明を提出しなければならない。

（4）当事者は、証拠の形成理由及び使用方法を説明しなければならない。

（5）証拠の内容が完全なものでなければならない。外国語証拠の場合、中国語翻訳文を提出する必要がある。

Q76 海外証拠はどのように判断するのか。

＜回答＞

中国最高裁の「民事訴訟の証拠に関する若干の規定」、「行政訴訟の証拠に関する若干の規定」という司法解釈によると、海外証拠とは、中華人民共和国の領域外で形成された証拠を指し、香港、マカオ及び台湾で形成された証拠を含まない。ただし、香港、マカオ及び台湾で形成された証拠もそれ相応の証明手続きを行わなければならない。特許業務の特別性に鑑み、特許審判委員会は、特許業務を取り扱う時に、海外証拠について特別な解釈がある。すなわち、「国内で取得でき、かつ国家機関、公共図書館などの所蔵機関に所蔵されて証明できる外国特許文献、その他の公開刊行物は、中華人民共和国の領域外で形成された証拠と見なさない」と規定している。例えば、米国特許文献は中国特許庁に所蔵があるので、公証認証手続きを行わなくてもよい。

香港で形成された証拠について公証が必要の場合、公証文書に「中華人民共和国司法部委託香港律師办理内地使用公証文書転達専用章」という印鑑がなければならない。マカオ政府により発行された民事登録類の文書を証拠とする場合、公証、認証を取る必要はない。マカオの公証機関により公証されたその他の証拠は、認証を取る必要はない。台湾で形成された証拠について公証が必要の場合、公証文書は中国公証員協会または省、自治区、直轄市の公証員協会（または公証員協会設立準備組）の確認が必要である。しかし、「中華民国」という印鑑が押された公証文書について、合議体は認めない[43]。

[43]上記証拠について、公証、認証を取らなければならないわけではない。『審査基準』には、証明手続き不要の海外証拠が３種類挙げられている。すなわち、（1）香港・マカオ・台湾以外の国内における公共ルートから入手できるもの。（2）他の証拠により真実性が十分に証明されたもの。（3）相手方当事者が真実性を認めたもの。

Q77 無効審判請求において、外国で形成された証拠を使用する場合、公証・認証が必要か。必要であれば、公証・認証はどのように行えばよいのか。公証・認証の書類はいつ提出するか。（回答には、公証認証書類のサンプルを添付して説明する予定）

＜回答＞

無効審判請求の審理において、海外で形成された証拠は公証認証が必要である。

ただし、下記（1）～（3）に該当する場合、当事者は、無効審判段階で関連証明手続きを行わなくてもよい。

（1）当該証拠は、香港、マカオ及び台湾以外の国内における公共ルートから取得できる場合。例えば、特許庁から取得できる外国の特許書類、又は公共図書館から取得できる外国の文献資料など。

（2）当該証拠の真実性を十分に証明できるその他の証拠がある場合。

（3）先方の当事者が当該証拠の真実性を認めた場合[44]。

公証認証が必要の場合、所在国の公証機関による証明文書及び中華人民共和国駐在領事館による認証文書を提出するか、又は中華人民共和国と当該所在国との関係条約に規定された証明手続を行わなければならない。

公証認証類の証拠は、遅くとも口頭審理の弁論が終了するまでに提出しなければならない。

次は、日本法務省による公証文書の先頭頁及び中華人民共和国駐日本国大使館による認証文書の先頭頁である。

[44] 『審査基準』第4部第8章2.2.2。

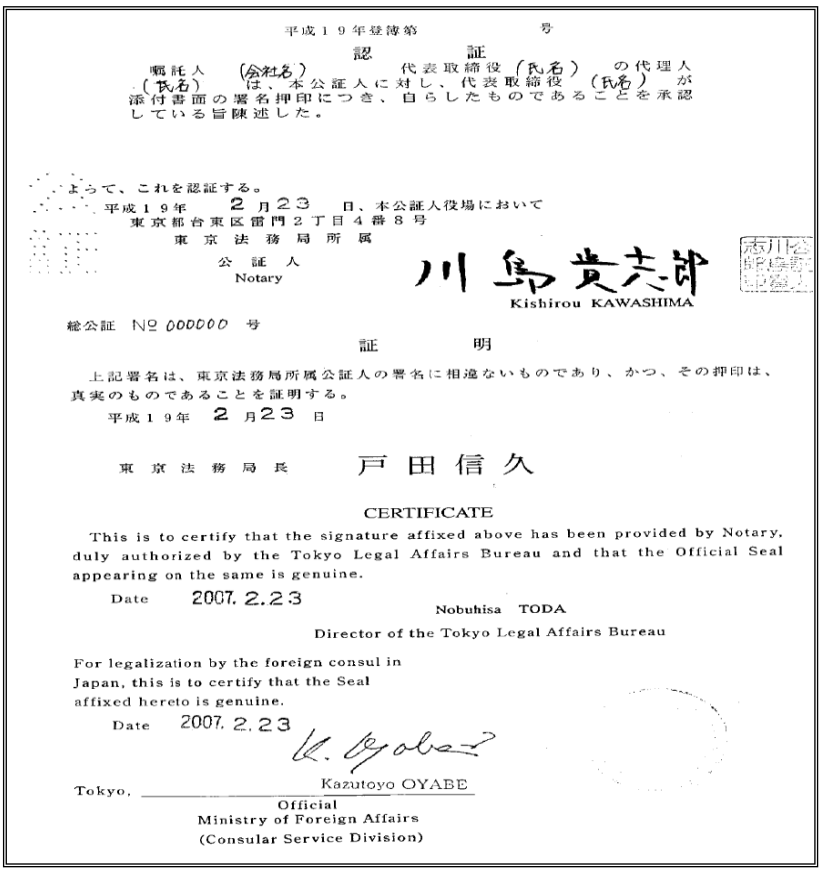

平成１９年登簿第　　号

認　　証

嘱託人　（会社名）　代表取締役（氏名）　の代理人
（氏名）　は、本公証人に対し、代表取締役（氏名）　が
添付書面の署名押印につき、自らしたものであることを承認
している旨陳述した。

よって、これを認証する。
平成１９年　２月２３　日、本公証人役場において
東京都台東区雷門２丁目４番８号
東京法務局所属
公証人
Notary
川島貴志郎
Kishirou KAWASHIMA

総公証　№ 000000　号

証　　明

上記署名は、東京法務局所属公証人の署名に相違ないものであり、かつ、その押印は、真実のものであることを証明する。
平成１９年　２月２３　日

東京法務局長　戸田信久

CERTIFICATE

This is to certify that the signature affixed above has been provided by Notary, duly authorized by the Tokyo Legal Affairs Bureau and that the Official Seal appearing on the same is genuine.

Date　2007. 2. 23

Nobuhisa　TODA
Director of the Tokyo Legal Affairs Bureau

For legalization by the foreign consul in Japan, this is to certify that the Seal affixed hereto is genuine.

Date　2007. 2. 23

Kazutoyo OYABE
Official
Ministry of Foreign Affairs
(Consular Service Division)

Tokyo,

図 6：公証文書の先頭頁の例

（2007）日领认字第0000000 号

兹证明前面文书上日本国外务省的印章和该省官员小谷部一丰的签字均属实。

该文书内容由出文机构负责。

中华人民共和国
驻日本国大使馆领事部
一等秘书兼领事

A 0000000

2007 年 02 月 26 日

図 7：認証文書の先頭頁の例

Q78 無効審判請求において、外国語証拠を使用する場合、中国語訳が必要なのか。必要であれば、提出時期などに制限があるか。また、証拠は全文翻訳が必要か。

＜回答＞

外国語証拠の場合、関連内容の中国語訳を提出しなければならない。特にその公開性、公開日及び公知技術としての資格を証明する部分はすべて、翻訳しなければならない。外国語の公証文書も、翻訳する必要がある。

外国語証拠の翻訳文の提出時期については、『審査基準』第 4 部第 3 章 4.3.2 に記載の挙証期限に関する規定を参照。

証拠中の使用しようとする技術内容や公開日などに関する記載の全ては、できるだけ翻訳したほうがよい。全文翻訳しなくても技術内容に対する合議体の理解に影響を及ぼさない場合は、全文翻訳しなくてもよい。

Q79 海外の刊行物について、先方の当事者がその真実性に対して異議を持っていない場合でも、公証・認証が必要か。

＜回答＞

『審査基準』第 4 部第 8 章 2.2.2 の規定によると、先方の当事者が海外証拠の真実性を認めた場合、当事者はそれに関する公証認証手続を行わなくてもよい。

Q80 無効審判請求において、インターネット証拠を使用する場合、インターネット証拠の公証・認証はどのように行えばよいのか。

＜回答＞

インターネット上の証拠について、信憑性の高いウェブサイト、例えば、政府類、有名な非政府組織、大手科学研究所、正式な大学・専門学校、及び有名なビジネスウェブサイトなどから入手する証拠は、認められる可能性が高い。電子メール、相互交流ツール、一連のニュース又は FTP などから入手する証拠は、認められにくい。

インターネット上の証拠が採用される可能性を高めるために、その公開

性、公開日を証明する証拠を提出したほうがよい。

利害関係のない第三者、CA 認証機関、ネットサービス提供者からの証明とともに使用することによって、その公開性、公開日を証明することができるので、採用される可能性が大きくなる。

無効審判請求時にインターネット上の証拠を使用する場合、Web ページのダウンロードの経過及びダウンロードしたWebページの内容を公証役場に公証してもらうことも考えられる。また、口頭審理の現場で Web ページのダウンロードの経過を演示することによって、Web ページの内容の真実性を証明することも可能である。

Q81 自然人のサインがなく公印・社印しかない証明書類や、証人が出頭しなかった証明書類は、独立して審決の根拠となるか。

＜回答＞

証拠が公開刊行物類の場合、サイン又は捺印は不要である。公証認証文書類の場合、役場の公印のほか、公証人のサインも必要である。政府部門又はその他の機関が発行する証明書類の場合、その官公署の印鑑が必要である。証人による書面証言は、証人のサインがないか、又は証人が口頭審理に出頭しない場合、証拠として使用することができない。

Q82 特許権者が提出した反証に対し、請求人は新しい証拠を提出できるか。

＜回答＞

『審査基準』第 4 部第 3 章 4.3.1 の規定によると、特許権者が提出する反証について、請求人は、特許審判委員会が指定する期間内に、証拠を追加することができるとともに、追加する証拠に関連する無効理由をその期間内に説明することができる。

Q83 特許権者が訂正した請求項に対し、請求人は証拠及び理由を追加できるか。

＜回答＞

『審査基準』第4第3章4.3.1の規定によると、特許権者が併合によって訂正した請求項について、請求人は、特許審判委員会が指定する期間内に、証拠を追加することができるとともに、追加する証拠に関連する無効理由をその期間内に説明することができる。換言すれば、証拠及び理由の追加は、特許権者が併合によって請求項を訂正する場合にしかできず、特許権者が請求項の削除又は発明の選択肢の削除という方法で訂正を行う場合、請求人は証拠及び理由を追加することができない。

無効審判請求手続きのフローチャート及び関連する質問のシリーズナンバー

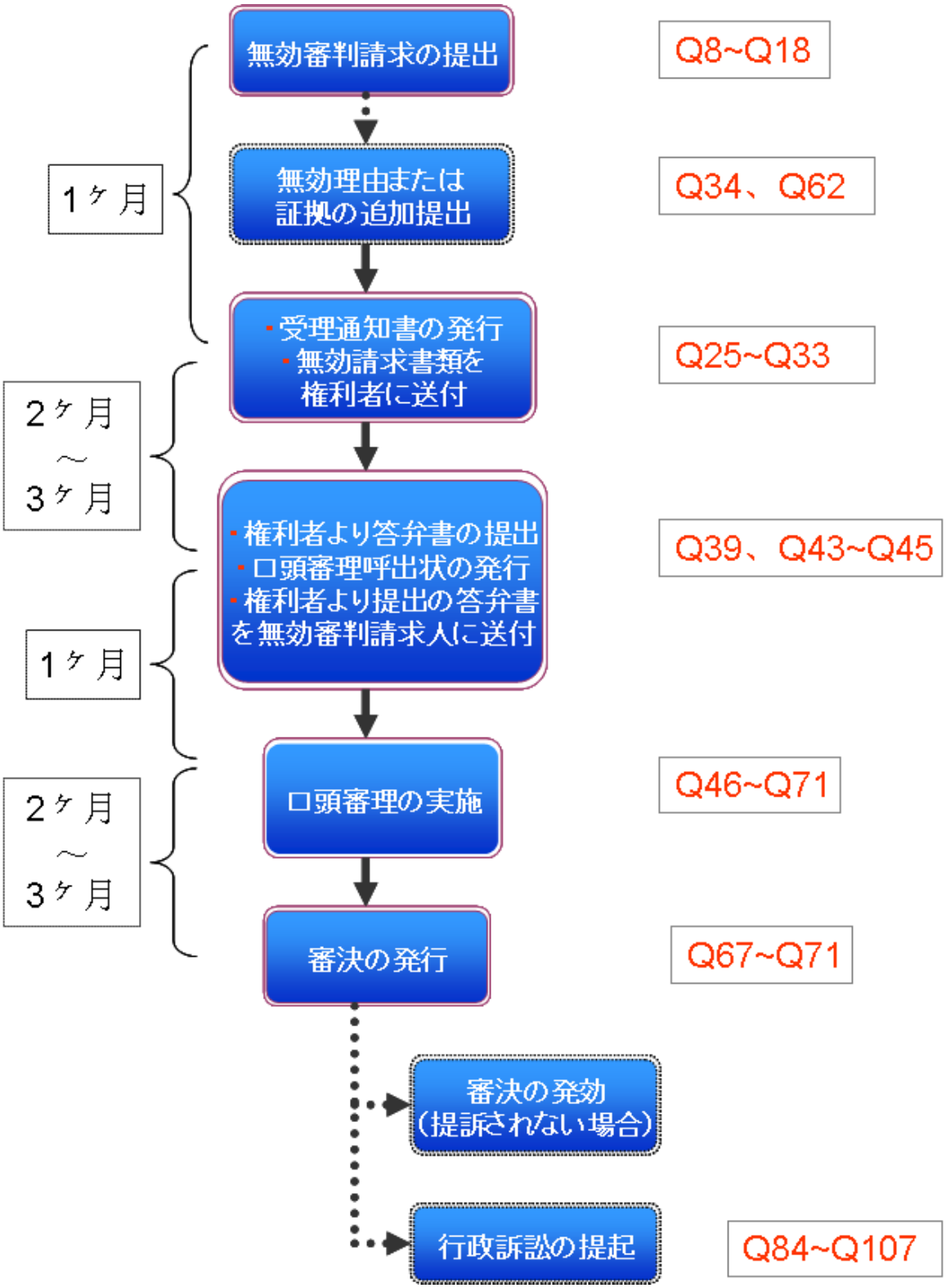

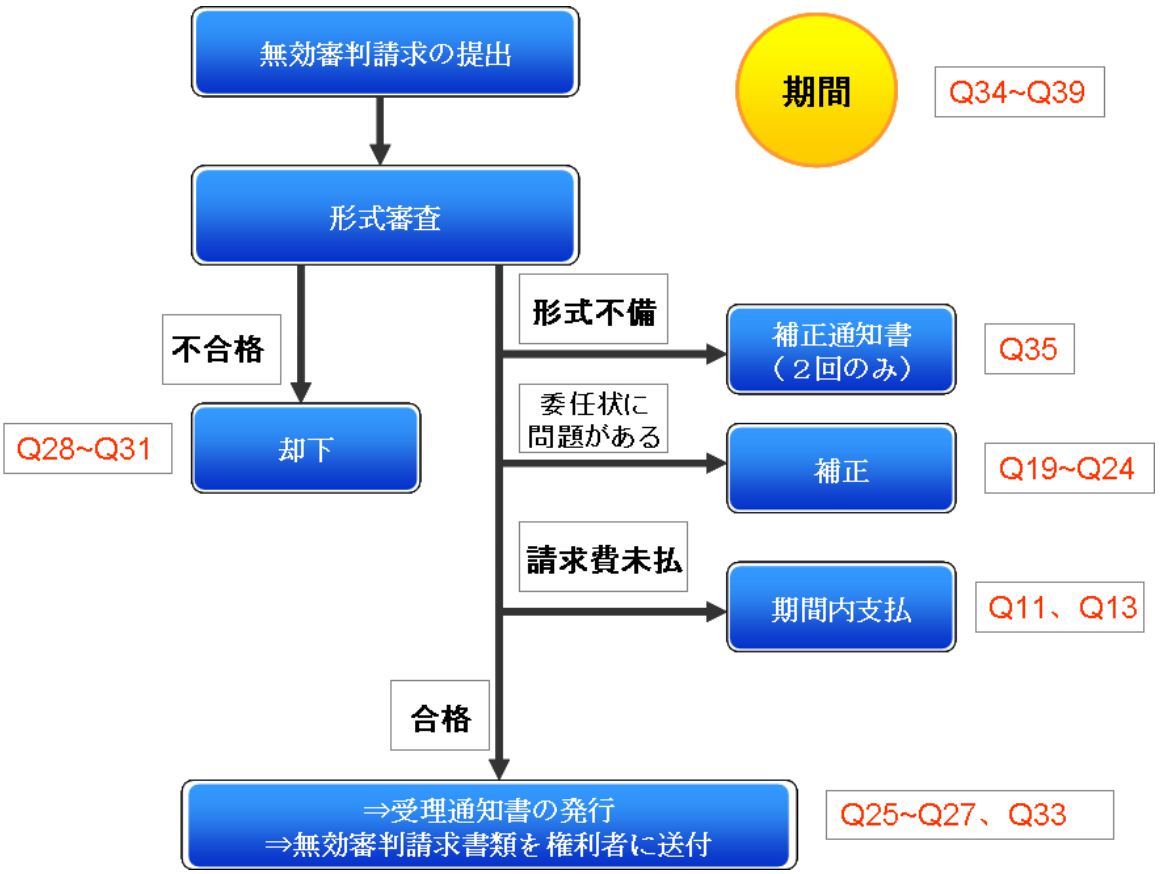
無効審判請求の提出
期間
Q34~Q39
形式審査
不合格
形式不備
補正通知書
（２回のみ）
Q35
委任状に
問題がある
Q28~Q31
却下
補正
Q19~Q24
請求費未払
期間内支払
Q11、Q13
合格
⇒受理通知書の発行
⇒無効審判請求書類を権利者に送付
Q25~Q27、Q33

口頭審理
口頭審理
の請求
出頭者
の資格
口頭審理
の審理
口頭審理
の記録
Q46~Q51
Q52~Q57
Q58~Q64
Q65~Q66

特許無効審判請求委任状

特許番号		案件番号
発明の名称		
無効審判請求人		
特許権者		

委任者：

名称 _____ 電話番号_____

住所_____ 郵便番号_____

受任者：

特許代理機構の名称_____ 識別番号_____

弁理士_____ 電話_____

弁理士_____ 電話_____

住所 _____ 郵便番号_____

「委任者が指定した上記の代理人に、上記特許の無効審判請求において当方の代理人として対応する権限を委任します。その代理権限は本件無効審判請求に関する事務に限ります」。

そのうち：

弁理士_____代理権限：一般代理

弁理士_____代理権限：一般代理

委任者（捺印） 受任者（捺印）

委任者の署名 or 押印 [注52]

年 月 日 年 月 日

---

52 「会社の社印」のみを↑ここ（（捺印）の横）に押印（社名のタイプ打ちは不要）+下記日付の欄は空欄 or 「代表者の署名」のみを（捺印）の横に署名（代表者名のタイプ打ちは不要）+署名日を下記↓(左側の方)に記入。or 「代表者の代表者印」のみを（捺印）の横に押印（代表者名のタイプ打ちは不要）+下記日付の欄は空欄。

［特許庁委託］
中国専利無効審判請求・訴訟における注意点に関する調査報告書

［発行］
日本貿易振興機構上海事務所　知識産権部
TEL：021-6270-0489
FAX：021-6270-0499

［執筆協力］
北京林達劉知識産権代理事務所

2012 年 3 月発行　禁無断転載

本冊子は、日本貿易振興機構上海事務所知識産権部が 2012 年 3 月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報･ コメントは執筆協力者および当機構の判断によるものですが、一般的な情報･ 解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。